

『再読修正民法草案註釈』について

池田, 真朗
慶應義塾大学法学部

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部

<https://hdl.handle.net/2324/6193>

出版情報：ボワソナード民法典資料集成. 後期 (1-2), pp.7-91, 2000-12-18. 雄松堂出版
バージョン：
権利関係：



『再閱修正民法草案註釈』について

池田真朗・七戸克彦

一 従来の旧民法研究における『再閱修正民法草案註釈』の利用状況

本復刻資料——『再閱修正民法草案註釈』^①——は、かつてのボワソナード旧民法研究においては、きわめて引用頻度の高い文献であった。ところが、その後、本書は次第に使用されなくなり、今日においては、本書を参照しつつボワソナード旧民法の説明を行う文献は、むしろ少数といえる。これは、いかなる理由に基づくものなのか。

右の問題は、本『ボワソナード民法典資料集成』において、この資料を復刻することの意義と密接に関連してくる。そこで、以下では、まず、従来の旧民法研究における本書の利用状況の変化とその理由を探ることから、考察を開始することにした。

(一) 昭和四〇年代

1 昭和四〇年代前半

昭和四〇年代以前の時代における旧民法研究は、もっぱら法制史の担当領域と理解されており、民法解釈学の領域においては、①そもそも立法者意思説的な論文手法がとられないか、あるいは沿革的考察が行われたとしても、そこで参照されるのは、たかだか、②現行民法の審議資料（「法典調査会議事筆記」等）か、あるいは、③ボワソナード旧民法の正文にとどまり、④旧民法の編纂段階（ボワソナード草案等）にまで遡ってこれを参照する研究は、存在しなかった。

これに対して、昭和四〇年前後、民法解釈学の領域において、④の手法をはじめて採用し、その後のわが国法学説に多大な影響を及ぼすことになる研究が相次いで発表される。星野英一・三ヶ月章・内池慶四郎（敬称略、以下同様）の次の論稿が、それである。

a 星野英一

【1】星野「瑕疵担保の研究——日本」比較法研究（一九六二（昭和三七）年）三頁……所収『民法論集（第三卷）』（有斐閣、一九七二（昭和四七）年）一七一頁

【2】星野「日本民法典に与えたフランス民法の影響（二）——総論、総則（人—物）」日仏法学三号（一九六五（昭和四〇）年）一頁……所収『民法論集（第一卷）』（有斐閣、一九七〇（昭和四五）年）六九頁

【3】星野「編纂過程から見た民法拾遺」法学協会雑誌八二卷三号（一九六五（昭和四〇）年）三五三頁、五号六一八頁……所収『民法論集（第一巻）』（有斐閣、一九七〇（昭和四五）年）一五一頁

【4】星野「時効に関する覚書——その存在理由を中心として——」法学協会雑誌八六卷六号（一九六九（昭和

四四）年）六二五頁、八号八八七頁、八九卷一号（一九七二（昭和四七）年）三三頁、九〇卷六号（一九七

三（昭和四八）年）八八二頁……所収『民法論集（第四巻）』（有斐閣、一九七八（昭和五三）年）一六七頁

【1】【2】【3】【4】では、旧民法の編纂過程において現れた諸資料のうち、ボワソナード起草の仏文草案

・注釈（以下『プロジェ』と略記する）が使用され、また、【2】では、これとならんで『再閱修正民法草案註

釈』が使用されている。このうち、【1】で使用されている『プロジェ』が、三種存在する活版本——『初版』（財

産編の部分のみ。一八八〇—一八八二年刊行）・『第二版』（一八八二—一八八九年刊行）・『新版』（一八九〇—

一八九一年刊行）——のうちの何れであるかは不明である。²⁾しかしながら、【2】になると、「旧民法中、ボア

ソナードの起草した部分については、G. Boissonade, *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'un*

commentaire, Tome 1-5, Tokio, 1882-1889 が草案とそのコメントとを収める。……本稿は二版(nouvelle édition,

Tome 1-4, 1890-1891)を用いた」旨が明らかにされる一方、「なおその邦訳には色々あるようだが、筆者は、『ボ

ワソナード氏起稿・再閱修正民法草案注釈』とあるもの（刊行年不明）を用いた」とされるに至る。³⁾なお、【3】

【4】で引用される『プロジェ』も「新版」である。⁴⁾

b 三ヶ月章

【5】三ヶ月「占有訴訟の現代的意義——民法二〇二条一項の比較法的・系譜的考察——」法学協会雑誌七九卷

二号（一九六二（昭和三七）年）一頁……所収『民事訴訟法研究（第三卷）』（有斐閣、一九六六（昭和四一）年）一頁

【6】三ヶ月「わが国の代位訴訟・取立訴訟の特異性とその判決の効力の主観的範囲——法定訴訟担当及び判決効の理論の深化のために——」兼子一博士還暦記念『裁判法の諸問題（中）』（有斐閣、一九六九（昭和四四）年）三四一頁……所収『民事訴訟法研究（第六卷）』（有斐閣、一九七二（昭和四七）年）一頁

【7】三ヶ月『任意競売』概念の終焉——強制執行制度改正の担保物権法に及ぼす影響の一考察——」鈴木竹雄先生古稀記念『現代商法学の課題（下）』（有斐閣、一九七五（昭和五〇）年）一五九五頁……所収『民事訴訟法研究（第七卷）』（有斐閣、一九七八（昭和五三）年）一五七頁

これらの三ヶ月の論稿も、後続の研究者に大きな影響を与えた。もともと、これらの論稿において『再閱修正民法草案註釈』は使用されていない。用いられているのは『プロジェ』のみであり、しかも、その版は——一部不明の箇所はあるが——星野と同様『新版』である。

c 内池慶四郎

【8】内池「無意識的不合意と錯誤の関係について——意思表示解釈の原理をめぐり——」法学研究（慶大）三八卷一号（一九六五（昭和四〇）年）一八七頁

【9】内池『出訴期限規則略史——明治時効法の一系譜——』（慶應通信、一九六八（昭和四三）年）

内池の右論稿も、錯誤論・時効論の二領域におけるその後の研究に影響を与えたが、その文献引用は、星野・三ヶ月とは若干異なっている。すなわち、まず【8】において参照されているのは『再閱修正民法草案註釈』の

みであり、星野・三ヶ月におけるような『プロジェ』の参照はない。他方、内池の学位論文である【9】は、旧民法関係資料として、『プロジェ』『再閣修正民法草案註釈』のほか、それ以外の多彩な資料——『民法草案（財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編）等——をも用いて旧民法制定過程における草案の変化を追跡している点において、星野・三ヶ月よりも法制史領域への傾斜の度合いが強い。また、【9】において使用されている『プロジェ』は、星野・三ヶ月の用いる『新版』ではなくして『第二版』の側である。

ところで、星野【2】は、先に引用したように、『再閣修正民法草案註釈』を『プロジェ』の「邦訳」と説明していたが、これに対して、内池【9】は、『プロジェ第二版』と『再閣修正民法草案註釈』の間に相違が認められることを指摘している。すなわち、「内容についても、本草案（Ⅱ『プロジェ第二版』を指す）第一四七〇条第三項全部、同一四七九条第三号の一部が、再閣修正民法草案第一九七〇条、同一九九七条において削除されている反面、再閣修正民法草案第一九八三条第二項が新設されている等、両草案の内容は殆ど同一ながら、わずかな差異が存する（これに対して、再閣修正民法草案第一九四七条第二項に『一ヶ月』とあるは『二ヶ月』、また同一一九七〇条第一項に『進行セス』とあるは『進行ス』の誤りかと思われ、この点では両草案の内容上区別がないようである）」¹⁷⁾というのである。

だが、このような相違個所の指摘にもかかわらず、結局、内池も、星野と同様、『プロジェ第二版』活版本が『再閣修正民法草案註釈』の「原案」¹⁸⁾あるいは「原文」¹⁹⁾であるとし、「再閣修正民法草案註釈は、本書（Ⅱ『プロジェ第二版』）に基づいたものと思われる」と結論づけた。¹⁰⁾

なお、その後の内池の著作に関していえば、そこで引用される資料の種類・内容は、上記文献におけるそれか

ら変化しているように見受けられる。

【10】内池「明治一八年司法省『民事期滿効規則』草案と出訴期限規則改正の動向」法学研究（慶大）四六卷二頁（一九七三（昭和四八）年）一頁……所収『消滅時効法の原理と歴史的課題（消滅時効法研究第二卷）』（成文堂、一九九三（平成五）年）四三頁

【11】内池「現行時効法の成立とポアソナード理論」手塚豊教授退職記念論文集『明治法制史・政治史の諸問題』（慶應通信、一九七七（昭和五二）年）七九五頁……所収『消滅時効法の原理と歴史的課題』（前掲）八三頁

【12】内池「時効の制度倫理と援用の問題——梅謙次郎とポアソナードを結ぶもの——」法学研究（慶大）六一卷三号（一九八八（昭和六三）年）一頁、四号三六頁……所収『消滅時効法の原理と歴史的課題』（前掲）一八一頁

すなわち、内池【10】においては、【8】と同様、『再閱修正民法草案註釈』のみが参照されており、『プロジェクト』の引用はない。これに対して、【11】における引用表記は、それが『プロジェクト』を指すものか『再閱修正民法草案註釈』を指すものかがはっきりしない。¹²⁾そして、【12】になると、引用は『プロジェクト』のみとなり、『再閱修正民法草案註釈』は参照されなくなる。しかも、そこで内池が引用する『プロジェクト』は、【9】におけるような『第二版』ではなくして、星野や三ヶ月と同様の『新版』である。¹³⁾

2 昭和四〇年代後半

以上のように、昭和四〇年代初頭、民法学者らにより旧民法研究が開始された時期において、そこで用いられていた資料は、『プロジェ』および『再閣修正民法草案註釈』の二種が中心であった。これは、旧民法関係資料の発見・公表が未だ進んでいなかったこの時代において、右二種の文献が——少なくとも民法学者らにとつては——最も入手・参照しやすい資料だった、という単純な理由に基づくものである。

これに対して、法制史の領域においては、すでに古くから、石井良助・手塚豊・向井健らにより、『プロジェ』『再閣修正民法草案註釈』に限らず、旧民法編纂過程に現れた種々の草案等が紹介・検討されてきたのであるが、その成果が、民法領域に反映されることは少なかつた（内池【9】にその影響が見出される程度で、星野・三ヶ月の研究は法制史分野の研究成果とは没交渉のように見受けられる）。

なお、昭和四〇年代後半になると、旧民法関係資料を参照するためのインフラ整備につき、二つの画期的な出来事が生じている。その一は、一九七一（昭和四六）年七月に国立公文書館が設立され、「御署名原本」「太政類典」「公文録」「公文類聚」「公文雑纂」といった明治前期立法関係資料が公開されたことである。その二は、一九七二—一九七三（昭和四七—四八）年に手塚豊が法務省の依頼を受け法務図書館所蔵の貴重書の分類・整理を行い、その成果が『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（法務図書館、一九七三（昭和四八）年）として公表されたことである。だが、これらのインフラもまた、もっぱら法制史家により利用され、そのノウハウや成果が民法学に反映されることはなかつた。

民法学の領域において、法制史分野の研究が積極的に参照され、あるいは国立公文書館・法務図書館所蔵の諸資料を用いて旧民法以来の沿革論を展開する論稿が本格的に登場するのは、昭和五〇年代以降のことである。昭和四〇年代においては、そもそも——引用文献の種類・内容を問題にする以前に——現行民法の沿革を旧民法草案にまで遡って考察する研究方法それ自体が、星野・三ヶ月・内池の独壇場だったのである。

このような中であって、注目すべきは、小林一俊および有地亨の以下の研究である。

a 小林一俊

【13】小林「日本民法における錯誤法の系譜と関連問題点（一）〜（二完）」亜細亜法学七卷二号（一九七二（昭和四七）年）二二頁、八卷一号（一九七三（昭和四八）年）一頁……所収『錯誤法の研究』（酒井書店、一九八六（昭和六一）年）一四七頁（なお、同書は一九九七（平成九）年に増補版が刊行されているが未見）

【14】小林「民法理由書などについての一つのメモ」亜細亜法学九卷一号（一九七四（昭和四九）年）八三頁

小林【13】は、著者自身の言によれば、内池【8】の手法の影響を受けて書かれた業績である。他方、【14】は、【13】の考察に際して生まれた副産物ともいえるべき作品であるが、すでにこの時代において、法務図書館所蔵資料等をも参照し、また、旧民法関係資料につき城教馬（他）訳『民法理由書』およびその仏語原本である『エクスボゼ』等につきコメントを加えている点で、極めて先進的である。

なお、【13】【14】の何れにおいても、『プロジェ』および『再閣修正民法草案註釈』の両者が引用されているが、両者の関係につき、小林もまた、星野・内池と同様、後者を前者の「訳本」ないし「邦訳」と理解している。¹³⁾さらに、小林【14】は、『註釈民法草案』（本資料集成・第三回配本）が『プロジェ初版』の翻訳であり、『再閣

民法草案（註釈）』（本資料集成・第四回配本）ならびに『再閣修正民法草案註釈』がともに『プロジェ第二版』の翻訳である旨を指摘している。しかし、『再閣民法草案（註釈）』と『再閣修正民法草案註釈』の異同に関しては、これを同一と考えるようである。¹⁵⁾

b 有地亭

【15】有地亭「旧民法の編纂過程にあらわれた諸草案——旧民法とフランス民法との比較検討の準備作業として——」法政研究（九大）三九卷二〇三—四号（一九七三（昭和四八）年）三七二頁

同論文は、九州大学法学部所蔵資料を用いて、旧民法編纂過程において現れた諸草案を古い順に配列してゆくという画期的手法をとっている。これは、内池【9】が用いる手法と類似するが、上記小林の研究が内池の影響下に成立したのに対して、有地【15】と、星野・三ヶ月・内池らの業績の間には、直接の影響関係はない。有地が参照しているのは、主として法制史分野の業績であり、上述のごとく法制史学と民法学がほぼ没交渉であったこの時代において、この点は特筆に値する。結果として、同論文の参照する旧民法関係資料（草案）の数も、内池におけるよりもはるかに多いものとなっている。

だが、星野・三ヶ月・内池らの業績が、その後の民法解釈論に多大な影響を及ぼしたのに対して、有地【15】の手法を積極的に参照する民法学説は、近時になるまで現れなかった。これもまた、有地論文それ自体の内容が解釈学よりも法制史に傾斜していると理解されたためであろう。

なお、有地は、『再閣修正民法草案註釈』が『プロジェ第二版』を「訳出したもの」とする点では従前の見解と同様ながら、『再閣民法草案註釈』と『再閣修正民法草案註釈』の関係については、上記小林の理解と異なり、

前者を「さらに改訳して手を加えたもの」としている。¹⁷⁾

(二) 昭和五〇年代

1 昭和五〇年代前半

星野・三ヶ月・内池らの確立した沿革的手法は、彼らの弟子筋に当たる第二世代の民法学者たちが昭和五〇年代前半に発表した著作に受け継がれた。ここで興味深いのは、右第二世代以降の民法学者の中に、二つの異なる手法の流れが生成されてきたことである。その一つは、星野・三ヶ月（とくに前者）の影響を受けた東大系の民法学者たちの手法であり、いま一つは、内池・手塚の薫陶を受けた慶大系の民法学者ならびに民法の個々の法制度の成立史に関心をもつ若手法制史学者によって展開された法制史学的手法である。

a 東大・法学協会雑誌系

- 【16】瀬川信久「不動産附合法の一考察（一）」（六完）法学協会雑誌九四卷六号（一九七七（昭和五二）年）八二一頁、九号一二七三頁、一一号一六二七頁、一二号一七七八頁、九五卷二号（一九七八（昭和五三）年）二四一頁、四号六六五頁……所収『不動産附合法の研究』（有斐閣、一九八一（昭和五六）年）
- 【17】内田貴「抵当権と利用権の関係に関する基礎的考察（一）」（七完）法学協会雑誌九七卷六号（一九八〇（昭和五五）年）七二九頁、九号一二七二頁、一一号一六二八頁、一二号一七六四頁、九八卷二号（一九八一（昭和五六）年）一八六頁、五号七二三頁、七号八七一頁……所収『抵当権と利用権』（有斐閣、一九

周知のごとく、両論稿は、独・仏・英米に全面展開する広汎な比較法研究と旧民法制定過程以前にまで遡る詳細な沿革的考察という二つの先進的手法を駆使することによって、当該法制度の本質構造を描き出すことに成功し、その結果、以後の東大系（ないし法学協会雑誌系）若手研究者の論文手法に決定的な影響を与えた名論文である。

このうちとくに沿革論に関する両論文の研究手法が、星野・三ヶ月の上記業績の影響を受けていることは、注におけるその引用からも見て取れるが、使用する旧民法関係資料に関しても、星野・三ヶ月と同様の傾向が存在する。すなわち、上述したように、星野・三ヶ月は、旧民法関係資料の中でも『プロジェ』を多用し、『再閱修正民法草案註釈』その他の邦文資料はほとんど使用しなかったが、これと同様、瀬川・内田も、もっぱら『プロジェ』のみを使用しており、他の資料は参照していない。

なお、右引用される『プロジェ』の版につき、内田【17】は、ある個所では『第二版』を、他の個所では『新版』を使用しており、両者の違いにはあまり関心がないように見える。これに対して、瀬川【16】は、『プロジェ初版』と『プロジェ第二版』の二者を使用している。¹⁹⁾これは、第一に、『初版』の使用という点において後述池田【18】と並んで画期的であり、第二に、星野・三ヶ月が好んで用いていた『プロジェ新版』を参照していないという点において画期的であり、第三に、『初版』と『第二版』の内容面での異同問題に配慮している点において（これも後述池田【18】と並んで）画期的である。

b 慶大・法制史系

【18】池田真朗「民法四六七条におけるポアソナードの復権」手塚豊教授退職記念論文集『明治法制史・政治史の諸問題』（慶應通信、一九七七（昭和五二）年）一〇三九頁……所収『債権譲渡の研究（増補版）』（弘文堂、一九九七（平成九）年、初版・一九九三（平成五）年）一〇頁

同論文は、手塚豊・内池慶四郎の弟子である著者が、彼らより直接伝授されたノウハウを基に書き上げたものであり、法制史学領域での研究成果が直接利用・反映されている点において、上記東大系の手法との間に顕著な差異を見出すことができる。引用文献に関しても、旧民法の考察方法として『プロジェ』や『再閱修正民法草案註釈』のうちの一つのみを単発で引用するだけでは不十分であるとの問題意識に立って、三種の『プロジェ』のすべてと『再閱修正民法草案註釈』その他種々の翻訳、『エクスポゼ』とその翻訳である『民法理由書』等の諸資料を使用し、かつ、それら諸資料の歴史的な位置づけに関してもかなり立ち入った考察を行っている。同論文は、『プロジェ初版』（財産編の部分のみで刊行）を使用し、およびその『第二版』との異同に触れたものとしては、瀬川【16】にわずかに先行する。当時の民法解釈学において、このような法制史的色彩の色濃い手法は——内池・小林・有地の上記業績を除けば——存在しなかった。

とくに本解題との関係でいえば、同論文は、前掲の手塚豊が作成した『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』を活用してそのノウハウを民法解釈学に反映したおそらく最初のものといえる。すなわち同論文は、右目録の各書籍に手塚が解説文として付した考証を紹介して、『プロジェ初版』とその訳本とみられる数種の和書、また『プロジェ第二版』とその訳本とみられる数種の和書を同定し、『再閱修正民法草案註釈』については「第二編く第

五編証拠編までの初めての一貫した訳、つまり（第一編はボアソナードが起草しなかった人事編として除かれていた）ボアソナードの起草した第二編（旧民法成文では「財産編」）から最後の第五編（証拠編）までの部分全体の初めての一貫した訳、との一応の位置づけを与えている。^① もちろんこの手塚の考証（および池田の引用評価）については、目録中に簡略に記されたものであって、さらに厳密な検証を要する部分もあり、とくに『再閱修正民法草案註釈』については、本解題で後述するように、『プロジェ』の翻訳なのかそれ以前のボアソナードの仏文草稿（あるいはその修正稿）の翻訳なのかを厳密に論じる必要がある。

上記瀬川・内田論文がその後の東大若手研究者に影響を与えたのと同様、池田【18】の用いた手法も、内池の上記著作とともに、後統の慶大系の研究者ら——片山直也・七戸克彦・北居功・上山泰・前田敦ら——に大きな影響を及ぼした。

なお、この時代、旧民法を草案段階まで遡って沿革的考察を行った民法学上の業績としては、上記 a・b のほかに、次のものがある。

【19】淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂、一九七五（昭和五〇）年）

【20】平井一雄「解除の効果についての覚書」獨協法学九号（一九七七（昭和五二）年）四七頁

もつとも、淡路【19】は『プロジェ第二版』のみを使用し、平井【20】は『プロジェ新版』のみを使用しており、『再閱修正民法草案註釈』をはじめとする他の資料の参照はない。手法的には、上記 b の系統より、a の系統に近い研究といえる。

2 昭和五〇年代後半

昭和四〇年代後半の国立公文書館の開館ならびに法務図書館貴重書目録の作成が、昭和五〇年代以降の研究に反映されたことはすでに触れた。これに対比されるべき、昭和五〇年代のインフラ整備としては、司法省法律取調委員会議事筆記その他の立法資料の復刻・出版を挙げることができるだろう。その一は、商事法律研究会による、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書』全三三巻の刊行であり（一九八三（昭和五八）年刊行開始、一九八七（昭和六二）年終了）、これにより、法律取調委員会に提出された原案・再調査案やその審議内容等につき、研究者が容易に参照できる環境が整った。²² その二は、有斐閣∥宗文館書店による『ポアンナード文献双書』の刊行開始である。これは、一九八三（昭和五八）年の『プロジェ第二版』の復刻——『仏文・日本民法草案註解（復刻版）（ポアンナード文献双書①〜⑤）』（発売・有斐閣、制作発行・有斐閣出版サービス（株）、発行・宗文館書店、一九八三（昭和五八）年）——に始まり、『エクスポゼ』の第一巻（条文部分）の復刻——『仏文・日本民法理由書（復刻版）（ポアンナード文献双書⑥）』（宗文館書店、昭和五九（一九八四）年）——を経て、現在も続行中である。なお、右『エクスポゼ』に関しては、後に信山社が、『日本立法資料全集』において、『（仏語公定訳）日本帝国民法典並びに立法理由書（明治三三年三月二七日公布）（日本立法資料全集・別巻28〜31）』（信山社、一九九三（平成五）年）として、全巻を復刻している。もつとも、これらの復刻資料を用いた沿革的考察が登場するのは、昭和六〇年代以降のことである。

a 星野英一編集代表『民法講座』

一方、昭和五〇年代後半を代表する沿革研究として、まず第一に挙げられるべきは、星野英一編集代表『民法講座』（一九八四（昭和五九）年刊行開始）であろう。

この『講座』の「はしがき」は、本講座の目的および考察手法について次のように説明している。「問題となる種々の制度や概念を、一方でその根本、すなわち、民法典編纂を経て旧民法、さらにその母法であるフランス法やドイツ法に遡って探求し、さらにはそれと異なる立法例と対比してその理解を深めること、他方でそれらの現在のわが国における機能を十分に把握することが、民法の理解にとって基本的であるが、そのような研究は必ずしも多くはない²³⁾。かかる現状に鑑み、本講座においては、「学説の現状に至った由来を法学的に探求することを試みる。この、各論点ごとの学説史が本講座の特にねらいとするところである。そのさい、出発点は、一応、民法典制定期とし、その後の変遷を追うこととした²⁴⁾」と。

右「はしがき」の提示する、比較法と立法沿革の二つを用いて当該法制度・概念を明確化するという手法は、上記東大・法学協会雑誌系の研究手法と軌を一にするが、わが民法の典型論点に関して、日本を代表する研究者たちが一堂に会し、右のような共通の論文作法に基づく考察を行ったことから、旧民法の草案段階以前まで遡って立法沿革を探求する手法は、その後のわが国において一気に一般化することとなった。

なお、本講座所収の諸論稿の使用する旧民法関係資料は、『プロジェクト』と『再閣修正民法草案註釈』にほぼ限定されている。この点もまた、星野・三ヶ月あるいは瀬川・内田といった東大系研究者の手法と同一である。しかも、引用されるのは『プロジェクト』の側が圧倒的に多く、『再閣修正民法草案註釈』を使用する論文は少ない。

『1民法総則』(有斐閣、一九八四(昭和五九)年)では、【21】相本宏「法人論」²⁹⁾、【22】前田達明「法人の不法行為責任」²⁶⁾、【23】松久三四彦「時効制度」²⁷⁾、【24】山崎敏彦「抗弁権の永久性」²⁸⁾の四論文、【2】物権(有斐閣、一九八四(昭和五九)年)では、【25】鎌田薫「対抗問題と第三者」²⁹⁾、【26】槇悌次「即時取得」³⁰⁾の二論文、【3】物権(2)で『再閣修正民法草案註釈』を引用する論文はなく、【4債権総論】(有斐閣、一九八五(昭和六〇)年)では、【27】船越隆司「弁済者の代位」³¹⁾の一論文のみ、『5契約】(有斐閣、一九八五(昭和六〇)年)も、【28】岡孝「委任——報酬請求権を中心に」³²⁾の一論文のみ、『6事務管理・不当利得・不法行為】(有斐閣、一九八五(昭和六〇)年)においては、【29】浦川道太郎「無過失損害賠償責任」³³⁾、【30】田上富信「使用者責任」³⁴⁾の二論文のみであり、その後、平成期に入って追加された『別巻』二巻においても、『再閣修正民法草案註釈』を使用する論稿は、『別巻1』(有斐閣、一九九〇(平成二二)年)における、【31】高橋眞「損害論」³⁵⁾のみである。

b 法制史系

他方、この時代になると、法制史研究のみならず実定法の解釈技術にも長じた法制史学者による、民法の個々の条文・法制度の成立史を扱った本格的研究が現れるようになる。その代表は、藤原明久の次の業績であろう。

【32】藤原明久「ボワソナード日本民法草案における抵当権の性質・目的物・種類——旧民法における抵当権の前提——」神戸法学雑誌三〇巻三号(一九八〇(昭和五五)年)五九九頁、同「ボワソナード日本民法草案における抵当権の登記——旧民法における抵当権の前提——(一)〜(二完)」神戸法学雑誌三〇巻四号(一九八一(昭和五六)年)八一七頁、三一巻一号七九頁、同「ボワソナード日本民法草案における抵当権の効力・消滅——旧民法における抵当権の前提——(一)〜(三完)」神戸法学雑誌三一巻三号(一九八一(昭

和五六)年)四七七頁、四号(一九八二(昭和五七)年)八一三頁、三二卷一号一七七頁……所収『ボワソ
ナード抵当法の研究(神戸法学双書28)』(有斐閣、一九九五(平成七)年)

『再閱修正民法草案註釈』との関係で注目すべきは、藤原も、先の内池【9】と同様、『プロジェクト第二版』と『再閱修正民法草案註釈』の内容に相違個所があることに気づいていたことである。すなわち、①『ボワソナード氏起稿再閱修正民法草案註釈』(訳者、刊行年不明)は、右四編(Ⅱ『プロジェクト第二版』を指す)の翻訳である。ただし、この『註釈』にフランス語原文との異同が若干散見されるのは、フランス語草稿ないしフランス語版本の修正稿によったためであるとおもわれる³⁶⁾。あるいは、②「本項(Ⅱボワソナード草案一二八二条二項を指す)は、Boissonade, *Projet*の条文には脱落しているが、該当する註釈個所にはその註釈がある。『ボワソナード氏起稿再閱修正民法草案註釈』には、本項は訳載されている³⁷⁾」。

ここでは、引用①における、『再閱修正民法草案註釈』が『プロジェクト第二版』版本そのものの翻訳ではなく、それに先行する「フランス語草稿」(法務図書館所蔵)の翻訳、あるいはそれに後行する「修正稿」(ボワソナードは元老院審議段階に至るまで草案内容に個別的修正を加えている)の翻訳であるとの指摘に注目したい。従来の理解によれば、『再閱修正民法草案註釈』は『プロジェクト第二版』活版本の翻訳であると単純に考えられ、したがって、その先後関係は、『プロジェクト第二版』活版本↓『再閱修正民法草案註釈』の順と理解されていた。これに対して、藤原は、次の二つの可能性を指摘したのである。その一は、「フランス語草稿」↓『プロジェクト第二版』活版本↓「修正稿」↓『再閱修正民法草案註釈』の順番、その二は、「フランス語草稿」↓『再閱修正民法草案註釈』↓「修正稿」↓『プロジェクト第二版』活版本の順番である。このうち前者の流れは、『プロジェクト第二版』

活版本と『再閱修正民法草案註釈』の間に「修正稿」が入っているかどうかが違うだけで、従来理解されていた順序と基本的に変わりはない（もともと「修正稿」の存在を指摘した点が画期的であることはいうまでもないが）。これに対して、後者の順序——『再閱修正民法草案註釈』（掲載の条文・注釈）のほうは『プロジェ第二版』活版本（掲載の条文・注釈）よりも時代的に先行する（個所がある）——は、従来の学説がまったく考えていなかった順序であった。

なお、法制史的観点から民法の個別的法制度・条文を取り扱ったこの時代の代表的業績としては、藤原【32】のほかに、賃借権に関する小柳春一郎の研究を挙げることができる。

【33】小柳春一郎「穂積陳重と賃借権——民法六〇九条を中心に——」山梨大学法経論文集三〇号（一九八三（昭和五八）年）二三頁³⁸

だが、小柳も、他の東大系研究者と同様、もっぱら『プロジェ第二版』『プロジェ新版』の側を使用し、『再閱修正民法草案註釈』は利用していない。

（三）昭和六〇年代・平成期

昭和六〇年代・平成期になると、星野↓法学協会雑誌論文・『民法講座』と展開された立法沿革に関する論文手法は、さらに広く一般に定着してゆく一方、参照・引用資料の種類に関しては、『プロジェ』のみの引用では満足せず、数多くの立法関係資料を駆使する法制史系の研究手法をとる論文が増えてきた。昭和四〇年代になさ

れた国立公文書館・法務図書館資料の整理、および、昭和五〇年代より生じた立法関係資料の復刻といったインフラ整備の効果が、ここに至って着実に現れはじめたのである。

1 個別論文

この時期以降の研究業績で、ボワソナード草案まで遡った沿革的考察を行う著作は、枚挙に暇がない。というよりも、ある程度のポリュームのある研究論文で、ボワソナード草案以来の立法沿革に立ち入らない論稿は、今や少数といっても過言ではないであろう。また、この時期に入ると、『プロジェ』の版の違いや、『プロジェ』と『再閱修正民法草案註釈』の関係を意識した論稿も増えはじめる。しかしながら、全体的傾向としては、上記東大・法学協会雑誌系あるいは『民法講座』³⁹⁾の手法と同様、旧民法関係資料として『プロジェ』のみを参照する論文のほうが圧倒的多数であり、『再閱修正民法草案註釈』を引用資料の中心に据えて論旨を展開する論稿は、従前よりも少なくなっている。

かかる傾向の中にあつて、『再閱修正民法草案註釈』を引用する論稿には、たとえば次のものがある。

【34】 円谷峻「民法制定過程における瑕疵担保責任論——ボワソナード草案および法典調査会質疑応答を中心に——」判タ五五八号（季刊・民事法研究一一号）（一九八五（昭和六〇）年）四頁⁴⁰⁾

【35】 高橋良彰「ボアソナード不動産公示制度——『証書の登記』の概念とその史的検討のために——」（一）（二完）」東京都立大学法学会雑誌一九卷一号（一九八八（昭和六三）年）四四九頁、二二七—二七三頁⁴¹⁾

【36】戸田知行「売主の債務不履行と担保責任」早稲田法学会誌三九卷（一九八九（平成元）年）一三九頁⁴³

【37】新井敦志「権利行使期間制限規制に関する基礎的考察——出訴期限規制とボワソナードⅡ旧民法を素材として——」（二）（二完）早稲田大学院法研論集五五号（一九九〇（平成二）年）一頁、五六号一頁⁴³

【38】小山賢一「慣習法理論の伝来（二）」関東学園大学法学紀要一号（一九九一（平成三）年）三三頁⁴⁴

【39】筏津安恕「ボワソナードの契約理論の構成原理」名古屋大学法政論集一四二号（一九九二（平成四）年）四七頁⁴⁵

【40】筏津安恕『失われた契約理論——プーフェンドルフ・ルソー・ヘーゲル・ボワソナード——』（昭和堂、一九九八（平成一〇）年）

なお、『プロジェクト第二版』と『再閣修正民法草案註釈』の関係につき、筏津【40】は、『プロジェクト第二版』を指して「旧民法第二草案」あるいは「ボワソナードの第二草案」と呼ぶ一方、⁴⁶『再閣修正民法草案註釈』に関しては、「第三草案ともいふべき『ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈』と表現する。⁴⁷しかしながら、同じ邦文草案の活版本の中で『再閣修正民法草案註釈』を「第三草案」と呼ぶのならばともかく、『註釈民法草案』↓『再閣民法草案』↓『再閣修正民法草案註釈』、仏文草案と邦文草案の活版本をつなげて、『プロジェクト』↓『プロジェクト第二版』↓『再閣修正民法草案註釈』最後のものを「第三草案」と呼ぶのは適切でないように思われる。

【41】熊谷芝青「日本民法における『無効及ヒ取消』」早稲田法学会誌四二卷（一九九二（平成四）年）一八三頁⁴⁸

【42】上山泰「明治期における時効学説——法典継受の一断面——」法学政治学論究（慶大）一三号（一九九二（平成四）年）一一九頁

なお、上山【42】は、旧民法草案に関して『プロジェ』の側を参照する学説が多数を占めるようになったこの時代において、敢えて『再閣修正民法草案註釈』を参照した理由につき、次のように述べている。『ボアソナード氏起稿再閣修正民法草案註釈（五）』五一—二頁。周知の通り、これには仏語原本たる Boissonade, *Projet de code civil pour l'empire du Japon*, t. V, 1889 がある。前者は明治期の翻訳のため、先に指摘した概念内容のズレの問題に加えて、文法上の問題点も少なくない。従って、彼の原意を探るためには、後者より直接現代語訳を行なうことも考えられるが、ここでは次の理由から考えて直接前者から引用を行なうこととした。①仏語原本との完全な照応が不能ないし困難である三種の『性法講義』及び『法律大意講義』について翻訳文からの引用の手法を取ったため、ここでのみ原文からの現代語訳を用いることは方法上の混交になること、②現代語訳とはいえ、そこに解釈の営為が介在する以上、原文との完全な一対一対応は不可能であること。なお、将来的には、仏・日両語の突き合わせによる厳密なテキスト・クリティークが望ましいこと、そしてそれ自体が極めて興味深い比較文化論の対象となることは、言うまでもない⁴⁹⁾。

【43】前田敦「特定物売買における所有者主義の危険負担——フランス法からの示唆——」法学政治学論究二〇号（一九九四（平成六）年）四六七頁⁵⁰⁾

【44】前田敦「特定物債務の現状引渡と危険負担——立法沿革から考察した民法四八三条——」法学政治学論究二四号（一九九五（平成七）年）三八五頁⁵¹⁾

【45】草野元巳『取得時効の研究』（信山社、一九九六（平成八）年）⁽³²⁾

【46】草野元巳「抵当権と時効」玉田弘毅先生古稀記念論文集『現代民法学の諸問題』（信山社、一九九八（平成一〇）年）四五頁⁽³³⁾

【47】野村豊弘「ボアソナードの契約に関する基礎理論——錯誤を中心に——」星野英一先生古稀祝賀『日本民法学の形成と課題（上）』（有斐閣、一九九六（平成八）年）二五七頁⁽³⁴⁾

なお、野村【47】は、「ボアソナード氏起稿再閱修正民法草案註釋第貳編人權之部上巻」につき、「これは、フランス語の注釈書第二版の翻訳であると思われる」とする。⁽³⁵⁾

【48】芦野訓和「民法成立過程における履行請求権」明治大学社会科学研究所紀要三五巻二号（通巻四六集）（一九九七（平成九）年）一二七頁

【49】芦野訓和「日本民法成立過程における履行請求権・再論」法律論叢（明大）七一巻四・五合併号（一九九九年（平成一一）年）二二九頁

なお、芦野は、【48】と【49】で『再閱修正民法草案註釈』の使用原本を変更しているが、これとの関連で、芦野【49】が『再閱修正』にも異本が見られる⁽³⁶⁾ことを指摘している点が注目される。すなわち、『再閱修正』については、『人權之部』の部分の「之」（筆者参照書）が「ノ」と表示されているものがある（出版年不明）（『芦野が【48】で参照した資料を指すものである。引用者注』。この両者は、装丁・巻数・活字の大きさが異なる以外にも異なる点が存する。例えば、八一四条の註釈（二）で、筆者が引用するもの（『【49】』は『第一冊総論第五百十五條註解二十七號第五百十七條註解三十一號』とあるのに対し、他書（『【48】』は『第一冊

第四葉第五十五葉及第五十八葉』とある（単に製本上の違いであるかもしれないが）。しかしながら、本稿の対象となる条文についての注釈に関しては違が見られなかった」というのである。⁵⁷⁾

2 企画・講座

近時の動向としては、さらに、とくに上述『民法講座』との関係で、その論文手法を基本的に受け継いだ企画・講座が相次いで出版されていることが注目される。

a 水本浩||平井一雄編『日本民法学史』

その第一は、水本浩||平井一雄編『日本民法学史・通史』同『各論』（信山社、一九九七（平成九）年）である。

本講座は、『民法講座』の考察手法を明確に意識しており、「はしがき」は、この点につき次のように述べる。「きわめて現代的なテーマを扱う場合はもとより、比較的古典的な民法上の論題を考察する場合すら、古い学説や判例は余り顧みられなくなったように思われる。……もつとも、近時の作品には、旧民法あるいはポアソナー草案にまで遡って検討するものもかなり見られるようになった。一例を挙げると、『民法講座』の『はしがき』には、そのねらいとして、『学説の現状に至った由来を法学的に探求することを試みる』とされ、その趣旨に沿った労作が数多く収められている。本書も、同様の趣意に基づくものである。⁵⁸⁾」

一方、使用文献に関していえば、本講座所収論文において、『再閣修正民法草案註釈』を用いる論稿は『民法

講座』よりもはるかに少なく、これを使用するのは、『各論』の巻に収録された、『50』平山也寸志「代理論史——代理権濫用論を中心に——」⁵⁹⁾、『51』月岡利男「物権変動論史」⁶⁰⁾の二論文のみである。

なお、『通史』の巻に収録の、『52』岸上晴志「ポアンナード時代」は、『プロジェクト版』と『プロジェクト版』を指して、「ポアンナード草案には、原案と再閣修正民法草案がある」とする⁶¹⁾。しかし、この記述は、次の二点において問題がある。まず第一に、この記述では『プロジェクト新版』が落ちている。第二に、かかる表現では仏文案と邦文案の違いが明らかにならないのみならず、『プロジェクト第二版』に対応する邦文案には『再閣民法草案』と『再閣修正民法草案註釈』の二つがあるのだから、『プロジェクト第二版』を指して「再閣修正民法草案」と表記することは適切ではない。

b 広中俊雄Ⅱ星野英一編『民法典の百年』

『民法講座』の手法を基本的に受け継いだ第二の企画は、広中俊雄Ⅱ星野英一編『民法典の百年』全四巻（有斐閣、一九九八（平成一〇）年）である。

本講座の所収論文の中には、『プロジェクト初版』や『民法草案財産篇講義』その他種々の資料を用いて、旧民法の制定過程を詳細に描出しようとする論稿もあるが、しかし、全体的傾向としては、星野↓法学協会雑誌系論文・『民法講座』所収論文におけると同様、『プロジェクト第二版』『プロジェクト新版』のみを引用する論稿が多い。

他方、『再閣修正民法草案註釈』を参照する論文は、非常に少ない。『Ⅰ全体的観察』では、『53』中舎寛樹「日本民法の展開(3)判例の法形成——無権利者からの不動産の取得——」の一論文のみ⁶²⁾、『Ⅱ個別的観察(1)総則編・物権編』では、『54』山本豊「民法一四五条（時効の援用の意味および援用権者の範囲）」、『55』安永正昭「民

法一九二条〜一九四条（動産の善意取得）⁽⁶⁵⁾、【56】生熊長幸「民法三〇四条・三七〇条（先取特権・抵当権の物上代位）」⁽⁶⁶⁾の三論文、『Ⅲ個別的觀察(2)債権編』では、【57】大塚直「民法七一五条・七一七条」⁽⁶⁶⁾の一論文のみである。

(四) 小括

以上、わが国の民法学説における旧民法草案まで遡る沿革史的研究の発生・展開過程の中での、『再閱修正民法草案註釈』の利用状況の変化を概観した。

そこからは、本解題の冒頭で提示した問題に対して、次のような答えを導きうる。

〔1〕まず、かつての旧民法研究において『再閱修正民法草案註釈』の引用頻度が高かった理由は、この文献が、旧民法関係資料の発見・公表が進んでいなかったその時代において、『プロジェ』とならんで最もポピュラーで入手・参照しやすい資料だったからである。つまり、かつて『再閱修正民法草案註釈』が多用されたのは、単に「それしか資料がなかった」からである。

他方、この文献が次第に利用されなくなってきた理由としては、次の諸点を挙げることができるだろう。

〔2〕その一は、この文献が、『プロジェ第二版』の単なる翻訳⁽⁶⁷⁾ないし二次資料に過ぎないと⁽⁶⁸⁾の理解が一般化した点である。つまり、従前の学説は、この文献の有する独自の意義——この文献がそもそも「何のために」出版され、「誰によって」「いかなる用途で」利用されたのか——につき、さしたる調査・検討も行うこともなく、

これを『プロジェ』に完全に従属する——資料価値として劣る——文献であると思ひ込んでしまった結果、「二次資料は一次資料に劣後する」あるいは「翻訳ではなく原本を参照しなければならない」といった一般命題を、この文献に關しても單純に当てはめてしまつたのである。

〔3〕右の点は、従来の旧民法研究における「プロジェ中心主義」とでもいうべき手法上の特徴と關連している。すなわち、従来の旧民法研究においては、参照資料としてボワソナード起草の仏文草案・注釈（その中でもとくに『プロジェ第二版』）と旧民法正文の二つを挙示・対比すれば事足りる、という手法が一般的であつた。これは、立法過程に關する考察方法としては非常に特異といわなければならぬ。たとえば現行民法の起草過程につき、法典調査会における穂積・富井・梅ら起草委員による原案の趣旨説明と現行民法正文の二種の資料のみを紹介・検討するだけで十分と考える者は、おそらく誰もいないであらう。多くの研究者は、起草委員の趣旨説明の後になされる法典調査会（主査会・整理会・総会）審議から帝國議會（衆議院・貴族院）審議を経て公布に至るまでの条文の変化を逐一追跡するに違ひない。ところが、旧民法に關しては、ボワソナードの起草した仏文草案が、その後の立法の各段階——民法編纂局・法律取調委員会における翻訳・審議の後、元老院に下付され、樞密院に諮詢され、公布の後も元老院により事後檢視が行われた——においてどのように変化していったのかを検討する論文は、（とくに商事法務研究会より法律取調委員会の審議資料等が復刻される以前には）池田【18】のようにならずかの例外を除いてはほとんど存在しなかつたのである。この点がもし検討されていたならば、旧民法の立法過程において『再閱修正民法草案註釈』が有した独自の意義に気づく研究者も、あるいは現れてはいたかもしれない。

もつとも、このような「プロジェ中心主義」の研究手法にあっても、『再閣修正民法草案註釈』の内容が『プロジェ第二版』の良好な翻訳と評価されていたならば、この文献は——『プロジェ』の仏文読解のための補助資料としてではあるが——もう少しは参照・引用されていたかもしれない。しかし、それを妨げたのは、下記〔4〕〔5〕〔6〕に述べるような、この文献それ自体に内在する問題点であった。

〔4〕その第一は、上山〔42〕などが指摘するように、この文献の訳文には種々の「文法上の問題点も少なくない」ことである。この文献に独自の資料価値を見出さず、もっぱら『プロジェ』仏文読解のための補助資料としての意義のみを考えた場合、翻訳の巧拙は大きな問題となる。さらに問題となるのは、池田〔18〕が明瞭に指摘したように、その『再閣修正民法草案註釈』に見られる（実際にはそれ以前の邦文草案からの）誤訳ないし意訳が、ポワソナードの仏文立法原案の趣旨を曲げ、そのために法律取調委員会での議論に紛糾を来した例まであることである。勿論それはそれで、池田〔18〕が考察したように、当時のわが国の社会背景や法文化のレベルを理解する上での貴重な材料を提供することにはなるが、ここに至っては、この文献が『プロジェ』仏文読解の補助資料として不適切というだけでなく、旧民法の立法過程をたどる研究に有害な要素を与えるものとなりかねない。結果として、上山〔42〕もいうように、「彼〔ポワソナード〕の原意を探るためには」誤訳ないし不適切な訳が多い（というのが従来の一般的評価なのであろう）本資料を用いるよりも『プロジェ第二版』を直接参照するのが望ましい、ということになる。

〔5〕第二は、内池〔9〕・藤原〔32〕も指摘するように、『プロジェ第二版』と『再閣修正民法草案註釈』の間に、その内容に相違個所が見られる点である。だが、『再閣修正民法草案註釈』は『プロジェ第二版』活版

本の翻訳である」との素朴な理解を疑うこともなかった従前の学説において、この点に気づく者は少なかった。あるいは相違個所に気づいたとしても、それは、「プロジェクト中心主義」の下では、上記〔4〕で述べたような『再閱修正民法草案註釈』側の誤訳ないし誤植に違いないと理解（誤解）され、この文献の利用をいっそう躊躇させるだけだったろう。従前の学説において、かかる両者間の異同問題を——両者の先後関係をも含めて——喝破したのは、ひとり藤原〔32〕のみだったのである。

もっとも、藤原〔32〕が扱った抵当権は第四編（債権担保編）の規定であり、内池〔9〕が扱った時効は第五編（証拠編）の規定である。この両編については、ボワソナードの仏文草稿ができてすぐに条文の審議が行われたという状況にあり、ボワソナードの仏文確定稿に基づく『プロジェクト』の印刷と『再閱修正民法草案註釈』の作成印刷時点が前後していた可能性も大きい。これに対して、たとえば池田〔18〕が扱った債権譲渡のように、ボワソナードが『プロジェクト初版』の段階から時間をかけて検討を重ねて審議に至る第二編（財産編）の部分では、『プロジェクト第二版』と『再閱修正民法草案註釈』の異同問題の議論が少なくなるであろうことは想定できる。

〔6〕『再閱修正民法草案註釈』それ自体の抱える問題点の第三は、芹野〔49〕も指摘する、異本の多さである。この点に関しては、試みに、上記〔2〕以下に挙げた諸論稿が掲記する『再閱修正民法草案註釈』の引用頁を、本復刻版で開いてみるとよい。指定された頁に、これに該当する記述が見当たらないことがあるのは、著者が使用した版と、本復刻版の原本が異なるからである。この点は、この時代の書籍にはしばしば生ずる問題であるが（ついでにいえば、今日最も使用頻度の高い『プロジェクト第二版』にも異本が存在する）、その中にあっても『再閱修正民法草案註釈』の異本の多さは突出しており、この点が、本資料を使用して執筆された論文に関する、読

者側の追検証を困難にしている。そして、右の問題に気づいた研究者は、——芦野のように多くの紙幅を割いてこの問題に誠実に向き合うのでなければ——、本資料の使用それ自体を忌避するようになる。

以上〔2〕～〔6〕は、昭和四〇年代の沿革的考察の成立期より存在していた問題であるが、近時の動向との関係では、さらに次の点を指摘することができる。

〔7〕それは、国立公文書館・法務図書館あるいは種々の資料復刻を通じて、参照・利用可能な旧民法関係資料の種類が増加し、上記〔1〕で述べた、『再閣修正民法草案註釈』のみが参照可能な唯一の資料であった時代が終わりを告げたことである。ここでは、とくに有斐閣〓宗文館書店による『プロジェ第二版』の復刻と、商事法務研究会による法律取調委員会審議資料等の復刻の二者のもつ意味が大きい。前者は、「プロジェ中心主義」の下で、「原典」参照の機会がないためやむを得ず『再閣修正民法草案註釈』を引用していた研究者を、『プロジェ第二版』のみの引用へと向かわせた。他方、後者は、——本質的には、「旧民法起草過程の研究についてはボワソナード草案（仏文あるいはその翻訳）だけを引用・検討すれば事足りる」とする従来の考察手法に変化をもたらず類の資料のほずなのであるが——、目下のところは、『再閣修正民法草案註釈』の引用を排除する作用を営んでいる。というのも、従来、『プロジェ』と『再閣修正民法草案註釈』の二者を参照していた研究者が、限られた紙面の中で、後者に関する検討を省略して、これと差し替えてに商事法務版資料の検討を盛り込むようになっていくからである。

以上が、とりわけ近時の研究において『再閣修正民法草案註釈』が使用されなくなった理由として考えられるものである。しかしながら、それらは何れも、この文献が有していた独自の意義に関する無関心ないし無知（上

記〔2〕〔3〕参照）から生じたものといわなければならない。たとえば、かつてこの文献の引用頻度が多かったのは、それが最も入手しやすい文献だったからであるが（1）、しかし、そもそも何故この文献だけが広く現存しているのか、あるいは何故この文献だけ突出して異本が多いのか（6）、という点につき根本的な問題意識を持った研究者は、従来まったく存在しなかった。また、先に述べたように（4）（5）、従前の学説は、『プロジェ第二版』と『再閱修正民法草案註釈』の間の内容のずれに気づかず、あるいは気づいたとしても、これを単純に誤訳ないし誤植として片づける傾向が一般的であった。もしこれらの点に関心を持たれていれば、旧民法の立法過程における、あるいは明治二〇年代の司法における、『再閱修正民法草案註釈』の独自の意義についても、これに思い至ることは容易だったろう。以下、この点につき、章を改めて検討する。

二 『再閱修正民法草案註釈』の異本および所蔵

（一） 調査方法

そもそも『再閱修正民法草案註釈』なる表題をもつ書籍は、今日どれほど現存しているのか。また、それにはどのような異本が存在するのか。この点を明らかにするために、今回の復刻に際して、われわれは、本資料の収蔵につき、日本の大学図書館・公共図書館に対する悉皆調査を行った。

まず、その調査方法に関していえば、当初の目論見では、NACSIS-Webcatおよび各図書館のOPAC⁽⁷⁾を検索し、

その内容を整理すれば足りると考えていたところ、これらの電子目録では版の相違等を確認できないことが判明したため、結局、全図書館に現物の複写をお願いすることとなった。ご協力いただいた関係諸機関のご厚意に深甚の謝意を申し述べたい。また、慶應義塾大学メディアセンター相互貸出(FI)担当スタッフの方々には、膨大な数の複写申込手続につき、大変なお手間を取らせることとなった。さらに、小柳春一郎獨協大学教授、雄松堂出版・鈴木勝治氏には、獨協大学蔵本・法務図書館蔵本その他につき、現物確認の労をお取りいただいた。あわせて心より感謝の意を表したい。

なお、各蔵本の異同を確認するためには、全頁を対比するのが本筋ではあるが（本資料集成・第三回配本『註釈民法草案』に関しては、東京大学蔵本・法務図書館蔵本・九州大学蔵本につき全頁の現物対比を行っている）、しかし、今回のように収蔵館の数が多い場合には、全頁対比は到底無理であるため、複写対象を一定のものに限定せざるを得ない。問題は、各蔵本の異同を確認するためには最低限何を複写・入手すれば十分か、である。今回の悉皆調査においては、①表紙、②本文（冒頭頁および最終頁）、③正誤（全頁）、④目次（全頁）、⑤凡例・増補その他（冒頭頁および最終頁）、⑥印刷元の記載頁（全頁）・⑦旧蔵印の押印頁（全頁）の複写を依頼したが（ただし、③―⑦については、当初より存在しない巻・蔵本もある）、結論的にいえば、これらの情報のみでは依然として異同の不明なものも残された。最大の問題は、複写を取り寄せただけでは、①―⑦の事項が、当初より存在していないのか、後に欠損したのか、あるいは今回の複写の際に単にコピーし忘れただけなのかにつき確証が持てない、という点であった。そこで、幾つかの蔵本に関しては、追加的に、③正誤の部分を用いて現物の比較対照調査を行ったが（蔵本Aに正誤があり蔵本Bに正誤がない場合、Aの正誤がBの本文印刷において訂

正されていれば、AのほうがBよりも古い印刷である。訂正されていなければ、可能性は二つ——AとBは同じ版でBの正誤が欠損ないし複写し忘れになっているか、あるいは、BのほうがAよりも古い印刷か——である）、しかし、遺憾ながら、すべての蔵本につき右の確認を行う時間的ならびに経済的余裕はなかった。したがって、以下に述べる異本の分類、および、右異本類型への各図書館蔵本の当てはめは、基本的には前記①—⑦の情報の限りのものであることを、予めお断りしておかねばならない。

(二) 異本

従来、『再閣修正民法草案註釈』には二種のものがあるといわれ、旧民法研究者の間では、両者を、「活字の隙間の空いている版」と「詰まった版」、あるいは、「表紙に『司法省』の表記のない版」と「ある版」などと呼んで区別してきた。時代的には、各々の区別における前者が古い版で、後者が新しい版である。

しかしながら、今回の調査の結果、右にいう「活字の隙間の空いている版」（以下では便宜上これを「旧版」と呼ぶことにする）・「詰まった版」（以下「改版」と呼ぶ）の各々につき、その内部に、さらに数種の異本が存在することが判明した。これを整理したものが、後掲《図表1 『再閣修正民法草案註釈』異本一覽》である。

一方、「表紙に『司法省』の表記のない版」「ある版」に関しては、後掲《図表2 『再閣修正民法草案註釈』表紙一覽》を参照されたい。そこから知られるように、本書の表紙の体裁は、大まかには次の二種に分けることができる。その一は、表題を囲んで装飾的な縁取りが施されており、かつ内容に関する目次が記載されていない

版である。その二は、表題に右の類型に見られるような縁取りが存在せず、その代わりに目次が記載されている版である。そして、表紙に「司法省」の表記のある版は、前者の類型のみに存在し、後者の類型には存在していない。しかも、この「司法省」の表記のある版は、活字の隙間の空いている版（旧版）には存在せず、活字の詰まった版（改版）のみに認められる。

	活字の隙間の空いている版（旧版）	活字の詰まった版（改版）
表題に縁取りがあり目次がない版	A・B・E・F・G C・H・I	D・J・ P・Q・R・(S) U・W
表題に縁取りがなく目次がある版	T・V K・L・M・ N・O	
	表紙に「司法省」の表記のない版	表紙に「司法省」の表記のある版

* Sの表紙には、表題を囲む縁取りがない。

結論的にいえば、表紙に「司法省」の表記のある版は、種々存在する『再閣修正民法草案註釈』の版本の中でも最後の版ということになるのであるが、しかしながら、この表紙をもつ版に関しても、その内部において異本が存在するようである（後述）。

さて、以上のような表紙および内容の相違に着眼した分類を行った後、これに基づき各図書館の蔵本を再整理したものが、後掲《図表3》『再閱修正民法草案註釈』所蔵一覽である。右図表に示した旧蔵関係の情報等からも、各版本の刊年・新旧関係等を明らかにする手がかりを得ることができであろう。以下、これら《図表1》《図表2》《図表3》を用いて、『再閱修正民法草案註釈』各巻につき、その異本と新旧関係を概観する（なお、収蔵関係の情報は二〇〇〇（平成一二）年三月末日時点のものである）。

1 第二編（財産編）総則・物権部

ボワソナード草案および旧民法正文は、「第二編」（旧民法正文では「財産編」）を物権部と人権部の二部とし、かつ、冒頭に両部の共通規定として「前置条例」（旧民法正文においては「総則」）を置く構成をとっているが、しかし、『プロジェ』の仏文の表題と同様、『再閱修正民法草案註釈』も、この巻の書名につき、「前置条例」の記載を省略して、『第貳（二）編 物権ノ部（物権之部・物権）』とだけ記載している。

a 旧版

旧版（活字の隙間の空いている版）は、上下二巻本である。

まず、その「上巻」について。表紙は、いずれも《図表2》表紙Aであるが、内容に関しては、今回の調査で、《図表1》という版A1・A2・A3の三種の異本を発見した。このうち、版A1と版A2の先後関係は、A1の正誤がA2ではすべての個所につき本文印刷上訂正されていることから、A1↓A2の順であると見てよからう。これに対して、

版A2と版A3の先後関係については、A3の正誤がA2では直されている個所もあり、直されていない個所もある。しかしながら、A1・A2に存在した「凡例」がA3には存在しないことから（この「凡例」は、後述「改版」においても存在しない）、A1・A2よりA3のほうが時代的には後の出版と推定される。

なお、右「凡例」には、「本案ノ註解中往々附註アリ初メ之ヲ記スニ附言ノ稱ヲ以テセシカ……後ニ改メテ「イロハ」ヲ以テ之ヲ記ス然レトモ許多ノ中或ハ改正ニ漏レ舊態ニテ存スルモノ儘之レアラシ」とある。右の記述からすれば、『再閱修正民法草案註釈』もまた、それ以前の邦文草案注釈書（『註釈民法草案』『再閱民法草案』その他）と同様、数頁ごとに翻訳のうえ分冊形式で出版された後に合冊された可能性があるが、版A1より以前の（分冊形式の）版本に関しては、これを発見するに至っていない。

次に、「下巻」について。その表紙は〈図表2〉表紙Bの一種類のみであるが、中身に関していえば、少なくとも〈図表1〉版B1・B2・B3の三種の異本が存在する。このうち、版B1の本文末尾には「明治二十一年／一月十七日／京橋區元數寄屋町四丁目二番地／藏田活版所印刷」の印字があるが、この日付は、まさに同巻に収録されている部分の草案に関する、司法省法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）の時期に合致している。一方、版B2は、——少なくとも獨協大学蔵本に関していえば——、B1の正誤が印刷上訂正されていることから、B1よりも後の版と考えられる。また、版B3は、——少なくとも慶應義塾大学の二種の蔵本ならびに法務図書館蔵本に関していえば——、B1・B2の何れの正誤とも本文印刷上訂正済みであることから、結局、これら三種の異本の先後関係は、B1↓B2↓B3ということになる。ただし、正誤を用いた新旧対比を行ったのは右の三図書館の蔵本のみであり、他の図書館の蔵本については、これを行っていない。

b 改版

一方、改版（活字の詰まった版）は一冊からなるが、これにも二種の異本が存在する。

その一は、三四〇頁からなる上巻と、四二〇頁からなる下巻を単純に合冊し（頁数は打ち直されていない）、これに「第貳編 物権之部 全」の表紙（≪図表2≫表紙C）をつけたものである。この題名表記は、下記Dの表記よりは、上記旧版（A・B）の表記に類似している。宗文館書店による復刻版も、中身に関してはこの版であるが、しかし、その表紙には、上記≪図表2≫表紙Cをそのまま写真復刻したものと、復刻に際して新たに活字等を組み直したものの二種がある（なお、右宗文館復刻版の表紙については、それが復刻であることが一見して明らかであるため、≪図表2≫には掲げなかった）。

その二は、表紙に「第二編 物権 全」と表記され、また「司法省」の記載が認められる版である（≪図表2≫表紙D）。中身に関しても、全七四〇頁が通頁になっている点、および、冒頭に目次（三頁）が存在している点において、右の版Cと区別することができる。なお、早稲田大学蔵本の同版（D）には「明治廿三年十二月廿四日購求」の書入が存在する（第三編（P・Q・R）に関しても同様）。これは、旧民法の公布と同年で、かつ公布から八ヶ月後の日付である。この版の刊行は、右日付よりも、それほど遡ることはないであろう。⁷²⁾

2 第二編（財産編） 人権部

a 旧版

人権部の旧版（活字の隙間の空いている版。表紙は『第貳編 人権ノ部』と表記）は、上中下の三巻からなるが、そのいずれの巻にも異本が存在する。

まず、「上巻」に関しては、表紙は、そのすべてが〈図表2〉表紙Eであるが、内容的には、——法務図書館蔵本・慶應義塾大学蔵本・獨協大学蔵本を比較した限りでは——、五頁からなる正誤が存在するもの（〈図表1〉版E1）と、右正誤の内容が本文の印刷上訂正されているもの（〈図表1〉版E2）とがある。したがって、両者の先後関係は、E1↓E2と考えるのが穏当であるが、この巻に関しても、他に異本の存在する可能性がある（他の図書館の蔵本中には「序」のない蔵本が存在するが、これが、当初より存在しないのか、後に欠損したものか、あるいは単なるコピーの取り忘れなのかは不明である）。

「中巻」に関しても、表紙は、いずれも〈図表2〉Fであるが、中身に関して右記三図書館蔵本を比較した限りでは、「上巻」と同様、正誤が存在する版（〈図表1〉版F1）と、右正誤が本文の印刷において訂正されている版（〈図表1〉版F2）とがある。なお、右記三図書館蔵本以外に関しては、〈図表3〉においてF2に分類したものの中に、第三・第四の異本が含まれている可能性があること、他の巻におけると同様である。

「下巻」についても、同様に、表紙はすべて同一であるが（〈図表2〉表紙G）、中身に関しては、右記三図書館蔵本を比較した限りでは、正誤が存在する版（〈図表1〉版G1）と、それが本文印刷上訂正済みの版（〈図

表1≧版G2)とがある。なお、それ以外の異本が存在し得る点に関しても、上記「上巻」「中巻」と同様である。

b 改版

一方、改版(活字の詰まった版)には、上下二巻組のものと、全一巻からなるものの二種が認められる。

このうちの前者(表紙は『第貳編 人権之部』と表記。上巻《図表1≧版H、下巻《図表1≧版I》)に関しては、宗文館書店の復刻版がある。これは、前述した物権部に関する《図表1≧版Cの復刻版に接続するものであつて、右復刻版の表紙には、上記Cの復刻版と同様、版H・Iの原本をそのまま複写したものと、復刻に際して新たに活字等を組み直したものの二種がある。その他の異本に関しては、今回の調査では現物を確認していない。

他方、一冊本(表紙は『第二編 人権 全』と表記。《図表1≧J》は、「司法省」の記載のある表紙と、目次頁とを有する版であつて、前記物権部に関する《図表1≧版Dに接続するものである。なお早稲田大学蔵本の同版(J)には、「明治廿三年十月二日購求」の書き込みが存在することから(第四編(UI)・第五編(WI)についても同様)、同版の出版は、おそらくはこの日付付近のこと——すなわち旧民法公布後のこと——と考えられ、したがつて、この版が旧民法の立法過程において参照された可能性は——前記物権部(D)同様——否定されてくる。

3 第三編(財産取得編) 特定名義獲得部⁷⁴⁾

以上のごとく、第二編物権部および人権部の表紙は、旧版・改版とも、すべて表題に縁取りがあり目次がない体裁である点で一貫・共通しているが、これに対して、第三編以降の巻の表紙の体裁は、次のように変化した。

すなわち、旧版の表紙は、表題に縁取りがなく目次があるもので（第三編につき《図表2》K・L・M、第四編・第五編につき《図表2》T・V）、改版においても、第三編に関しては、はじめはこの体裁の表紙が用いられた（《図表2》N・O）。しかし、その後、第三編の表紙は、第二編物権部・人権部の表紙の体裁に合わせる形で変更される（《図表2》P・Q・R）。他方、第四編・第五編の改版に関しては、当初より第二編物権部・人権部の表紙の体裁が用いられた（《図表2》U・W）。

a 旧版

第三編の旧版は、上中下の三巻本であるが、そのいずれにも異本がある。

「上巻」に関しては、今回の調査の結果、二頁からなる正誤が存在する版（《図表1》版K1）と、この正誤が本文印刷上訂正されている版（《図表1》版K2）の二種の版本があることが判明した。

一方、「中巻」に関しては、本文末尾に「東京銀座三丁目報行社印行」の文字が印刷されている版（《図表1》版L1）のほかに、「東京京橋區八宮町忠愛社印行」の印字がある版が存在することが分かった（《図表1》版L2）（《図表3》『関西大学蔵本』）。ただし、今回の調査では、両者の条文・注釈内容の異同までは調べていない。

他方、「下巻」に関しては、次の三種の異本を発見した。その一は、印刷元の記載がなく、正誤がある版である（《図表1》版M1）。その二は、印刷元につき巻末に「東京銀座三丁目十七番地報行社印行」と活字印刷された小さな付箋が綴じ込まれており、かつ、上記M1と同一の正誤が存在している版である（《図表1》版M2）。その三は、印刷元につき巻末に「明治二十一年三月二十六日東京京橋區銀座三丁目十七番地報行社竹内拙三印行」の文字が印刷された頁（頁数表示なし。その余は白紙）が存在しているが、正誤が存在しない版である（《図表

1』版M3)。M1とM2との間には、——少なくとも慶應義塾大学蔵本を比較した限りでは——、内容的な差異は認められなかった。他方、M1・M2に認められる正誤がM3において訂正されているかどうかを、慶應義塾大学蔵本(M1・M2)と法務図書館蔵本(M3)を用いて調査してみると、訂正済みの個所と訂正されていない個所とが存在する。したがって、この調査の限りでは、M1・M2・M3の新旧関係は依然として不明ということになるが、M1・M2の出版年も、M3記載の年月日からさほど離れてはいないであろう。ちなみに、M3記載の刊行年月日は、司法省法律取調委員会の第一次草案審議(「原案」審議)における第四〇回審議日に当たる。この時期、委員会審議は第二編(財産編)人権部の終わりにさしかかっており、翌々日(明治二二(一八八八)年三月二八日)の第四二回審議より、委員会は——まさに本巻をはじめとする上中下三巻(K・L・M)に掲載されているところの——第三編(財産取得編)に関する草案審議に入るのである。

また、これら第三編に関する旧版(K・L・M)においては、本文冒頭に記載されている書名の表記が——表紙記載の書名とは異なり——「再閱民法草案」となっている。これは、次のような事情による。すなわち、第二編(財産編)に関しては、仏文の活版本として『プロジェクト初版』↓『プロジェクト第二版』が存在し、その各々に対応する翻訳(との表現にとりあえず従っておく)が『註釈民法草案』(本資料集成・第三回配本)↓『再閱民法草案』(本資料集成・第四回配本)なる名称の書籍であった。そして、さらにその後の(ボワソナードあるいは日本人委員の手による)変更を受けて刊行されたのが、『再閱修正民法草案註釈』の第二編(物権部・人権部)部分である。つまり、『註釈民法草案』↓『再閱民法草案』↓『再閱修正民法草案註釈』なる書名は、今日いわゆる初版↓第二版↓第三版に相応する表現といふことができる。これに対して、いわゆる『プロジェクト第二版』活

版本の第三巻は、第三編（財産取得編）に関する最初の仏文草案である。したがって、その最初の翻訳書（正確にいえば、右活版本以前に存在した未発見の仏文草案の翻訳書）の題名も、単に『民法草案』となっている（本資料集成・第五回配本）。そして、K・L・Mの本文冒頭に認められる『再閱民法草案』の表記は、この書籍が、右第三編に関する最初の翻訳書の第二版であることを示すのである。

右の点との関連では、さらに、『民法草案修正文』の表題をもつ書籍と、本書の間の関係についても注目しておきたい。『民法草案修正文』には、①条文内容が「自五百一條至千五百二條」からなる三冊本およびそれを合冊した一冊本と、②「自五百一條至千五百條」からなる二冊本が存在する。①は明治一九（一八八六）年三月三十一日に民法編纂局が内閣に提出した草案を収録し（印刷時期は明治一九年と推測される）、他方、②はこれにさらに修正を加えた後の草案を収録しているが（印刷時期は不明）、このうちの②の第一巻冒頭の凡例には、

本案第三編特定名義獲得ノ部ハ當今原文印刷中ニシテ此際或ハ條項ヲ増加變更スル如キ修正ヲ加フル所鮮少ナラス從テ又譯文ヲ修正セサルヲ得ス依テ原文ノ印刷完成修正確定ノ日ヲ待テ譯文ノ印刷ニ着手スヘシ

とある。右凡例にいう「印刷中」の「第三編特定名義獲得ノ部」の「原文」とは、一八八八（明治二一）年刊行の『プロジェ（第二版）』第三巻を指すものであらう。

一方、これを受けて——右凡例の記述どおりに事が進んだのならば『プロジェ（第二版）』第三巻の刊行後に印刷された右記資料②の第二巻の冒頭の凡例には、

本編本部最初ノ譯文ニハ原文第千二百二十條ノ第二ノ第千二百二十一條ト為シ逐次ニ條數ヲ送リタリシニ後起案者ヨリノ注意ニ因リ第千二百二十條ノ第二ノ其儘ニ存スルコトト為リ遂ニ註解ノ分ト本文ノミノ分トノ間ニ一條ノ差ヲ生スルニ至

レリ故ニ註解中ノ第一千二百二十一條ヲ第一千二百二十條ノ第二下為シ己下之ニ準シテ條款ヲ繰上ケ見ルヘシ

とある。つまり、第三編（財産取得編）に関しては、右記資料②の第二巻刊行以前に、「本編本部最初ノ譯文」ないし「註解」が印刷されているのであるが、これは、『再閱修正民法草案註釈』第三巻の旧版上巻（K）および中巻（L）を指すものと解される。というのは、『再閱修正民法草案註釈』第三巻の旧版下巻（M）の凡例に、

本編本部註釋上中兩卷ノ譯文ニハ原文第一千二百二十條ノ第二ヲ第一千二百二十一條ト為シ逐次條款ヲ送り之ヲ刷行セリ後起
案者ヨリノ注意ニ因リ正條印刷ノ際之ヲ正ス故ニ兩卷ノ分ト本文ノミノ分トノ間ニ一條ノ差ヲ生セリ因テ本卷ヨリ之ヲ正
ス

との記述が存在するからである。したがって、以上に挙げた文献の先後関係は、次のようになる。

- 1 『民法草案修正文』一五〇二条本（Ⅱ上記資料①）（明治一九（一八八六）年）
←
- 2 『民法草案修正文』一五〇〇条本（Ⅱ上記資料②）第一卷（刊年不明）
←
- 3 『プロジェ（第二版）』第三卷（明治二二（一八八八）年）
←
- 4 『再閱修正民法草案註釈』第三編上巻（K）・中巻（L）（刊年不明）
←
- 5 『民法草案修正文』一五〇〇条本（Ⅱ上記資料②）第二卷（刊年不明）

6 『再閣修正民法草案註釈』第三編下巻 (M3) (明治二一 (一八八八) 年三月二十六日)

←

7 司法省法律取調委員会、第三編に関する第一次草案審議 (「原案」審議) 開始 (明治二一 (一八八八) 年三月二十八日)

b 改版

一方、改版 (活字の詰まった版) には、上・下からなる二巻本 (≒図表1≒版N・O) と、上・中・下からなる三巻本 (≒図表1≒版P・Q・R) の二種がある。

このうち、N・Oの二巻本の表紙は、先に述べたように、前記旧版 (K・L・M) と同様の目次形式のものである。宗文館書店復刻版は、第二編 (財産編) 物権部 (C) ・人権部 (H・I) に続き、第三編 (財産取得編) ではこの版 (N・O) を復刻している。右復刻版の表紙に関しても、本来のN・Oの表紙と同様のものと、まったく別の体裁のもの (復刻に際して新たに活字等を組んだもの) の二種がある。

これに対して、P・Q・Rの三巻本の表紙は、第二編 (財産編) 物権部・人権部につき「司法省」の表示が認められる版 (D・J) と同一の体裁となっている。右の二巻本 (N・O) とこの三巻本 (P・Q・R) の新旧関係に関して、今回の調査では、正誤を用いた比較を行っていないが、右表紙の体裁や目次頁の有無等から考えて、二巻本よりも三巻本のほうが後の出版と思われる。また、前記旧版の上巻・中巻 (K・L) において認められた一二二〇条の二を一二二二条としたことからくる条文のずれの問題は、少なくとも改版の三巻本 (P・Q・R)

では補正されている(二巻本(N・O)に関しては未確認)。

なお、改版三巻本の上巻(P)の本文冒頭頁「第一千百一條」の欄外には、「草案正條ハ第一條ニ起ス」との注記が認められることから、Pの巻に関しては、その刊行は、明治二一(一八八八)年二月二八日に法律取調委員会が審議を終えた草案を内閣に上申して以降のことと解され、したがって、この版は、少なくとも法律取調委員会においては参照・利用されなかった、ということになる。さらに、すでに述べたように、早稲田大学蔵本の三巻本(P・Q・R)には、旧民法公布後であるところの「明治廿三年十二月廿四日購求」の書入が存在することから(第二編物権部(D)についても同様)、結局、この版は、およそ旧民法の起草過程においては参照されなかったと考えられる。

また、本文冒頭の書名表記に関して、二巻本(N・O)はいずれもこれを「再閱民法草案註釈」としている。これに対して、三巻本(P・Q・R)の側は、本文冒頭の書名表記に関しては、すべて「再閱修正民法草案註釈」に改められている。本書に関する図書館の目録の記載や、従前の学説における書名表記に混乱が見られるのは、このような原典それ自体における書名表記の不統一に起因する部分もある。

4 第二編・第三編摘要

本巻には、第二編(物権部・人権部)に関する①「民法草案法文・註釈摘要」(一頁―一七二頁)および②「佛国法典・日本法案対照表」(一七三頁―一九六頁)、第三編に関する③「法文・註釈摘要」(一九七頁―三三八頁)

および④「字類要領」(三三九頁―五九八頁)、第二編・第三編に関する⑤「第二編及ヒ第三編羅旬語格言要録」(五九九頁―六六四頁)が収められている。このうちの①および②は、『プロジェ第二版』第一巻・第二巻巻末の《SOMMAIRE DU TEXTE ET DU COMMENTAIRE》および《TABLE DE CONCORDANCE DE LA LOI FRANÇAIS AVEC LE PROJET JAPONAIS》の翻訳③・④・⑤は『プロジェ(第二版)』第三巻巻末の《SOMMAIRE DU TEXTE ET DU COMMENTAIRE》《TABLE ALPHABÉTIQUE ET ANALYTIQUE DES MATIÈRES CONTENUES DANS CE VOLUME》《TABLE ALPHABÉTIQUE DES AXIOMES LATINS DES TROIS PREMIERS VOLUMES》の翻訳である。

この巻に関しては、今回の調査の限りでは、異本は発見されなかった。また、本書の表紙には「司法省」の記載が認められるが(《図表2》S)、しかしながら、本巻は改版の中の「司法省」の表記のある版(D+J+PQR)に接続するものではなく、旧版(AB+EFG+KLM)に対応する書籍である。というのは、右の②「佛国法典・日本法案対照表」の「附言」には、

附言 既ニ草案ノ各條ニ於テ其佛国法典トノ対照ヲ見タリ是即チ此ニ対応ス可キモノトス

引用ニ関シタル其他ノ指示ニ付テハ物権^{上巻}九頁及ヒ人権^{上巻}三十四頁ノ部ノ注意ヲ見ル可シ

とあるところ、ここにいう「物権(上巻・九頁)」「人権(上巻・三十四頁)」に対応するのは、旧版AおよびEの頁であって、改版ではない(そもそも改版の物権に「上巻」は存在しない)からである。

また、国立公文書館所蔵資料『司法省第十五事務功程報告』の明治二二(一八八九)年「刊行書籍一覧表」中に、

書名

冊数

松下許吉

再閣民法草案第二編摘要
修正第三編摘要

一、二〇〇

非売

とあることから、本巻の刊行時期は、明治二二（一八八九）年——法律取調委員会審議が終了した翌年であって、元老院審議が行われた年——と考えられる。

5 第四編（債権担保編）

a 旧版

第四編（債権担保編）の旧版に関しては、表紙は同一ながら（《図表2》表紙T）、中身に関して、今回の調査で最も多い四種の異本が見つかった。その一は、正誤二頁と本文一〇二〇頁からなる版（《図表1》版T1）、その二は、本文が一〇二〇頁からなる点ではT1と同様ながら、T1の正誤が本文印刷上訂正済みの版（《図表1》版T2）、その三は、T2の本文末尾に続けて一〇二八頁まで増補が収録されており、かつ新たな正誤（付箋一枚）が添付されているもの（《図表1》版T3）、その四は、T1と同じ正誤の後、九二〇頁からなる本文と、他の版には見られない正誤が存在する版（《図表1》版T4）《図表3》北海道教育大学蔵本）である。

一方、その刊行時期に関しては、先に引用した国立公文書館所蔵資料『司法省第十五事務功程報告』明治二二（一八八九）年「刊行書籍一覧表」中に、

書名	冊数	松下許否
再 閱 民 法 草 案 註 釋 物 権 部 上 卷	三〇〇	全〔非売〕
全	三〇〇	全
下 卷	二、五〇〇	全
全	二、五〇〇	全
第 四 編	二、五〇〇	全
全	二、五〇〇	全
第 五 編	三、五〇〇	全
全	三、五〇〇	全
人 権 部 上 卷	三、五〇〇	全
全	三、五〇〇	全
中 卷	三、五〇〇	全
全	三、五〇〇	全
下 卷	三、五〇〇	全
全	三、五〇〇	全

とあることから、第四編に関する旧版（T1・T2・T3・T4のうちのいずれか）は、前記第二編・第三編摘要（S）や、後掲第五編の旧版（V1・V2のうちのいずれか）とともに、明治三二（一八八九）年——法律取調委員会審議終了の翌年であつて元老院審議の年——に刊行されたものと推測される。

なお、右「一覧表」において、物権部上巻・下巻、人権部上巻・中巻・下巻とあるのは、その表題および発行数から考えて、いずれも旧版（A・BおよびE・F・G）の増刷と解される。そして、このような増刷が重ねられたことが、本書に関して種々の異本を生ぜしめる結果となつたものと考えられる。

b 改版

一方、第四編の改版は、表紙については、「司法省」の表記のあるもの一種のみである（《図表2》表紙U）。一方、中身に関しては、六頁の目次と、六三三頁の本文からなる点では同一ながら、正誤が存在する蔵本（《図表1》U1）と、存在しない蔵本（《図表1》U2）とがある。宗文館書店の復刻版は、このうちの正誤の存在しない版（U2）であるが、右の版において、U1の正誤が印刷上訂正されているか否かは、調査していない（もし訂正されていなければ、U2のほうがU1よりも古い版であるか、あるいは、両者は同一の版であつて、当該蔵本に本来存在した正誤が剥がれ落ちたかの、いずれかと考えられる）。

なお、前述したように、早稲田大学蔵本（U1）には、「明治廿三年十月二日購求」の書入が存在することから（第二編人權部（J）・第五編（W1）についても同様）、その印刷は、この日付付近のこと——すなわち旧民法公布後のこと——と解される。

6 第五編（証拠編）

a 旧版

第五編（証拠編）の旧版に関しては、表紙は同一ながら（縁取りのない目次の記載されたもの。《図表2》表紙V）、中身に関しては、正誤のあるものと（《図表1》版VI）、正誤の内容が本文印刷上訂正済みのもの（《図表1》版V2）の二種がある。

その発行時期に関しては、先に第四編旧版の個所で引用した国立公文書館所蔵資料『司法省第十五事務功程報告』明治二二（一八八九）年「刊行書籍一覽表」から推測するに、明治二二（一八八九）年に、おそらくは第二編・第三編摘要（S）、第四編旧版（T）と時を同じうして刊行されたものと思われる。

b 改版

第五編改版に関しても、第四編改版と同様の事柄がいえる。すなわち、その表紙は「司法省」の表記のあるもの一種のみであり（≒図表2≒表紙W）、中身に関しても、目次・本文に関しては、少なくとも頁数のみを比較した場合には同一ながら、正誤が存在する蔵本（≒図表1≒版W1）と、存在しない蔵本（≒図表1≒版W2）の二種がある。宗文館復刻版に関しては、前記第四編と同様、この巻に関しても正誤が存在しないが（W2）、W1の正誤がW2で印刷上訂正されているか否かに関しては、未調査である。

また、——これもすでに述べたことの繰り返しになるが——、早稲田大学蔵本（W1）には、旧民法公布後の「明治廿三年十月二日購求」の書人が存在することから（第二編人權部（J）・第四編（U1）についても同様）、この版が旧民法の立法過程（法律取調委員会↓内閣↓元老院↓枢密院）において参照された可能性に関しては、否定的に解される。

(三) 所蔵

次に、この書籍の所蔵関係について見てみよう。

因に由来する。その一は、旧版の各巻が、同時期に一括して刊行されたのではなく、時期を異にして順次上梓されたものだからである。その二は、同じ巻の内部においても、数次にわたって増刷がなされ、そのたびに内容に訂正が加えられているからである。

〔3〕第三に、とくに宗文館書店の復刻版に関していえば、同復刻版は、第二編物権部・同人権部・第三編については、改版のうちの古い版（C+H I+N O）を用いる一方、第四編・第五編については、表紙に「司法省」の表記のある版（最終版。U+W）を用いている。しかし、旧蔵関係の明確な蔵本を見る限り、C+H I+N Oに接続しているのは、旧版（T+V）の側である。

ところで、今回作成した《図表3》は、従前の学説が『再閣修正民法草案註釈』のいずれの異本を参照したかを判断するツールとしても利用可能である。というのは、——試みに冒頭の一において挙示した諸論稿につき検証してみれば分かるように——、従前の学説の使用する『再閣修正民法草案註釈』は、（著者個人蔵のものも若干あるが）その多くが、著者の母校あるいは勤務校の蔵本だからである。だが、右母校・勤務校の蔵本には、上に述べたような不統一（〔1〕〔2〕〔3〕）が存在している（個人蔵書についてもおそらく同様であろう）。従前の学説の参照する『再閣修正民法草案註釈』の版が各巻ごとにまちまちだったりするのは、右のような理由に基づく。

このような所蔵状況にあつて、いずれの蔵本を今回の復刻底本とすべきかは、すこぶる悩ましい問題である。

①第一の選択肢としては、旧版（A+B+E F G+K L M+（S）+T+V）の中でも最も古い版を揃えている蔵本を復刻する、という方法が考えられる。②第二の選択肢としては、最後の版すなわち改版の中でも表紙に「司

法省」の記載のある蔵本（D+J+PQR+（S）+U+W）を復刻する、という方法が考えられる。しかしながら、①と②の中間の版であつても、もしそれに立法過程その他における特別の意味が見出される場合には、③第三の選択肢として、その版を復刻することが考えられる。かくして、問題は、種々存在する『再閱修正民法草案註釈』の異本の各々の——あるいは『再閱修正民法草案註釈』という書籍そのもの——資料的意義の検討へと移らざるを得ない。

三 『再閱修正民法草案註釈』の資料的意義

何故この文献はこれほどまで大量に印刷・刊行されたのか。その目的は何だったのか。また、実際に、この文献は、誰によって、いかなる用途で利用されたのか。すでに触れたように、従前の学説は、右のような疑問に思いつくに至らず、その結果、『再閱修正民法草案註釈』をもつぱら『プロジェ第二版』に従属・劣後する二次資料と評価し、『プロジェ第二版』の代用物あるいはその仏文読解のための補助的文献としてしか利用してこなかった。

だが、このような評価および利用方法は、『再閱修正民法草案註釈』が、次の二つの側面において有していた独自の意義を看過したものである。その一は、この文献が旧民法および現行民法の立法過程において有していた独自の意義であり（一）、その二は、この文献が現行民法成立前の司法（裁判）において有していた独自の意義である（二）。以下、これらの点につき順次説明を加える。

(一) 立法における意義

1 旧民法の立法過程における利用

『再閣修正民法草案註釈』は、まず第一に、旧民法の立法過程において、日本人委員らにより積極的に参照・利用されたふしがある。

すでに二で触れたように、第二編物権部の旧版下巻の異本中、B1に認められる刊行年月日（明治二十一年一月十七日）は、司法省法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）が、まさにこの巻の内容（第四章占有権）以下）に入った日付と合致している。また、第三編の旧版下巻の異本中、M3記載の刊行年月日（明治二十一年三月二十六日）は、法律取調委員会が第三編に関する第一次草案審議（「原案」審議）に入る二日前のことである。これらは、単なる偶然とは考えにくいのであって、むしろ、両者の間に有意的な関連がある——法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）に合わせてこれらの巻が刊行された——と見るのが自然であろう。

一方、法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）ならびに第二次草案審議（「再調査案」審議）における委員らの発言からは、彼らが「原案」ないし「再調査案」の条文を記載した紙とやらんで、「註釈」ないし「註解」記載の条文・注釈を参照しつつ審議を行っていたことが知られる。右「註釈」「註解」が仏文の『プロジェ』であるのか、それとも邦文の注釈書であるのか、さらに、後者であるとしても、それは『再閣修正民法草

案註釈』であるのか、それともそれ以前の邦文注釈書（たとえば『再閱民法草案』等）であるのかに関しては、参照の一つ一つに関する厳密な内容確認が必要である。そして、もしその結果、仮に当該箇所につき委員らが『再閱修正民法草案註釈』を参照していることが判明した場合には、右個所に関してわれわれが論文等で言及する際には、『再閱修正民法草案註釈』を援用すべきであつて、（委員らが参照していない）『プロジェ』仏文の側（のみ）を用いて右個所の立法沿革を説明することは、資料の引用・利用方法において厳密さを欠くということになる。

さらに、その際には、『再閱修正民法草案註釈』各巻ならびに各異本の刊行時期の違いにも留意しておく必要がある。

〔1〕まず、同書のうち、第二編物権部の旧版（A・B）および第三編の旧版（K・L・M）に関しては、上記のごとく、法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）に間に合うように出版されていることから、『再閱修正民法草案註釈』に基づいて法律取調委員会審議がなされた、と述べて差し支えないことになる。あるいは、資料の新旧関係を、1『再閱修正民法草案註釈』↓2法律取調委員会「原案」とその審議↓3同「再調査案」とその審議、の順と捉えて差し支えない。なお、第二編人権部の旧版（E・F・G）に関しては刊行年の表示がないが、同様の順と解することとくに妨げる理由はない。

〔2〕これに対して、第四編の旧版（T）および第五編の旧版（V）に関しては、これを引用する場合には、以下の点につき注意を要する。

すなわち、まず第一に、これらの版の刊年は、すでに国立公文書館所蔵資料『司法省第十五事務功程報告』明

治二二（一八八九）年「刊行書籍一覧表」を引用しつつ述べたように、明治二二（一八八九）年——すなわち法律取調委員会が審議を終了し草案を内閣に提出した翌年であつて、元老院での審議が行われた年と解される。したがつて、上記第二編物権部・同人権部・第三編旧版と異なり、右第四編・第五編の活版本旧版（T・V）は、法律取調委員会審議においては、参照されなかつたことになる。

しかしながら、第二に、右法律取調委員会審議の時点においてこの活版本参照の余地がなかつたことと、右活版本に収録されている条文・注釈それぞれが法律取調委員会において参照・検討されなかつたかどうかの問題は別物であつて、右活版本の中には、①法律取調委員会「原案」よりも時代的に前の草案が収録されているケース、②法律取調委員会「原案」と同一内容の草案が収録されているケース、③「原案」より後であるが「再調査案」よりは古い草案が収録されているケース、④「再調査案」と同一内容の草案が収録されているケース、⑤「再調査案」より後であるが法律取調委員会の最終案（明治二二（一八八九）年一月二八日内閣上申案Ⅱ翌明治二二（一八八九）年一月二四日元老院下付案）よりは古い草案が収録されているケース、⑥右最終案（内閣上申案Ⅱ元老院下付案）と同一内容の草案が収録されているケース、⑦右最終案（内閣上申案Ⅱ元老院下付案）よりも新しい草案が収録されているケース、といった種々の場合が混在している。⁷⁾

第三に、これら第四編・第五編の活版本旧版（T・V）が、明治二二（一八八九）年三月七日元老院本会議において選出された民法審査委員が右日付以降に行つた審議の際に参照・利用されたか否か——これらの活版本の刊行年月日は右三月七日以前か否か——に関しては、これを直接明らかにする資料を発見していない。ただ、ボワナーードが『プロジェクト』の草稿を脱稿するのが同年三月二日であるから、活版本旧版（T・V）の刊行時期は、

右日付からそう遠くは離れていないであろう。もともと、この点に関しては、右記①―⑦と同様、右活版本の内容が、⑧右の元老院民法審査委員会が審議の結果提出した修正案よりも古いか同じか新しいか、⑨右修正案を受けて法律取調委員会が修正を行い同年七月二三日に内閣に提出され翌七月二四日に元老院に再下付された議案よりも古いか同じか新しいか、⑩元老院が右議案に対する審議の後七月二九日にこれを可決し翌三〇日に内閣に上奏した案よりも古いか同じか新しいか、といった点に関する個別具体的な考察が必要となつてこよう。

〔3〕 以上のように、『再閱修正民法草案註釈』の旧版に関しては、第二編物権部（A B）・同人権部（E F G）・第三編（K L M）については、明治二二（一八八八）年の法律取調委員会の第一次草案審議（「原案」審議）段階からの参照・利用が、また、第四編（T）・第五編（V）については、明治二二（一八八九）年の元老院審議段階からの参照・利用（あるいは遅くとも翌明治二三（一八九〇）年の枢密院審議段階での利用）が考えられたが、これに対して、改版のうちの最終版——表紙に「司法省」の表記のある版（D + J + P Q R + U + W）は、早稲田大学蔵本に認められる書入の日付（「明治廿三年十月二日購求」ないし「明治廿三年十二月廿四日購求」）から推測するに、旧民法公布後である明治二三（一八九〇）年後半に刊行されたものであり、したがって、右の版は、旧民法の起草段階においては参照・利用されなかつたと解される。それゆえ、右の版を用いて、1『再閱修正民法草案註釈』↓2旧民法正文の順序で叙述を展開することは、あまり適切ではない、ということになる。

2 現行民法の立法過程における利用

また、『再閣修正民法草案註釈』は、以上に述べた旧民法編纂過程の各段階（法律取調委員会↓元老院↓枢密院）における利用のみならず、現行民法の立法過程においても、既成法典たる旧民法の立場を説明する際に参照・利用されたふしがある。

すなわち、前記旧民法の立法過程におけると同様、現行民法に関する法典調査会での審議等においても、旧民法草案の「註釈」「註解」「説明〔書〕」なる文献がしばしば参照されているのであるが、これは、仏語文献たる『プロジェ第二版』あるいは『プロジェ新版』を意味している場合と、邦語文献たる『再閣修正民法草案註釈』を意味している場合とがあり得る。ここで、現行民法起草者らが『再閣修正民法草案註釈』を用いて旧民法の立場を説明し、これに基づき現行民法の規定を立案している場合に、彼らが参照・援用していない『プロジェ』その他を引用しつつ旧民法と現行民法の関係を説くのは、必ずしも適切ではない。

なお、それが『再閣修正民法草案註釈』を意味している場合であっても、法典調査会の審議の開始される明治二六（一八九三）年には、改版の最終版——表紙に「司法省」の表記のある版（D+J+P+Q+R+U+W）も刊行されているから、前記旧民法の場合と異なり、現行民法の起草過程に関しては、参照されているのが旧版・改版のいずれなのかを確定する必要が生ずる。

ともあれ、『再閣修正民法草案註釈』は、旧民法および現行民法の立法過程において、日本人委員・起草委員

その他の担当者らにより積極的に参照・利用され、審議の基礎となった文献として、きわめて重要な意味をもつ。この点が、『再閣修正民法草案註釈』の独自の意義の第一である。

(二) 司法における意義

第二に、『再閣修正民法草案註釈』は、明治二〇年代——すなわち現行民法典施行以前の時代——において、裁判官が判決を下す際の参考書として用いられた可能性がある。

現行民法施行以前の我が国において、フランス民法典やポワソナード草案ないし旧民法正文が——自然法論を媒介項として——「法源」として通用していたことは、すでによく知られている。⁸⁰⁾

では、裁判官らは、いずれの文献を用いて、フランス法やポワソナード民法典の立場を参照したのか。

まず、彼らが判決を下す際に『プロジェ』活版本三種を参照した可能性は低い。というのも、第一に、『プロジェ』の今日現存する部数ならびに旧蔵関係情報から考えて、右仏語文献が全国の裁判所ないし裁判官に行き渡ったとは思われない。第二に、当時の裁判官の語学能力から考えて、右仏語文献を参照しつつ判決を下す裁判官が一般的であったとは考えられない。司法省法学校においてさえ、ポワソナードの速成科第二期生に対する『プロジェ初版』講義につき、生徒らは通訳および種々の翻訳書に頼りながら講義内容を理解していたのである（本資料集成第三回配本『註釈民法草案』解題参照）。

ところで、本資料集成の第三回配本として復刻した『註釈民法草案』九州大学蔵本は、司法省法学校速成科第

先に引用した国立公文書館所蔵資料『司法省第十五事務功程報告』明治二二（一八八九）年「刊行書籍一覽表」からも知られるように、本書の発行部数は、この当時の立法関係資料中でも群を抜いて多い。そして、かかる発行部数の多さが、本書が今日もなお広く普及している原因の一つとなっている。いま一つの原因は、本書の旧蔵関係と関連する。すなわち、〈図表3〉からも知られるように、現在各図書館が所蔵する蔵本は、そもそも全国の裁判所あるいは地方行政庁の所蔵であったものが多数を占めている。もともとの所蔵者がこうした公的機関であったことが、本書の多くが良好な状態で今日まで保存される原因となつたのである。だが、そもそも本書がこれほどまで大量に印刷された理由は何であつたのか。また、それが、全国の裁判所・行政庁に収められた理由は何であつたのか。この点は、本書の意義と関連して後に検討することとし（後述三）、ここでは、さしあたっての検討対象である所蔵関係につき、以下の点をさらに指摘しておく。

〔1〕第一に、今日における各図書館の蔵本は、古書肆を通じて購入されたものが多く、その際に、本来は別個の旧蔵書であつたものがワンセットにまとめられ、あるいは、本来セットであつたものが散逸したのもも少なくない。旧蔵印から推測するに、慶應義塾大学蔵本と都立大学蔵本、都立大学蔵本と立教大学蔵本は、おそらく本来ワンセットのものであつたろう。東北学院大学蔵本・龍谷大学蔵本・神戸商科大学蔵本も、旧蔵は同一である。

〔2〕第二に、本来のセットが散逸していないと解される蔵本においても、上記異本の組み合わせに関しては、改版のうち表紙に「司法省」の表記のある版（D＋J＋PQR＋（S）＋U＋W）がワンセットであることが明らかになる程度で――、とくに旧版（A＋B＋EFG＋KLM＋（S）＋T＋V）に関しては、その内部の異本中のどれとどれとがワンセットであるかにつき、一定の規則性を見出すことが困難である。これは、二つの原

二期生・小幡虎三郎が卒業の際に下賜を受けたものである。また、第四回配本『再閱民法草案（財産編）』・第五回配本『民法草案（財産取得編）』の底本として一部利用した慶應義塾大学蔵本には、「新潟始審裁判所蔵書印」が押されている（なお、慶大蔵本の『再閱修正民法草案註釈』法 19-393（〈図表 3〉参照）は、右書籍とワシントンになっている）。そして、右『註釈民法草案』・『再閱民法草案』の第三版たる『再閱修正民法草案註釈』に関しては、すでに見たように、当時としては破格の部数が発行され、かつ広く全国の裁判所・行政庁に収められたものようである。このことから推測するに、当時の裁判官が、判決を下すに際して参照した資料は、『再閱修正民法草案註釈』をはじめとする邦語文献だったのであるまいか。

ここで、われわれは、ドイツ民法典制定前、ローマ法が普通法(gemines Recht)として通用していた時代における、ヴィントシャイトのパンデクテン教科書の権威と同様のイメージを、『再閱修正民法草案註釈』について抱く。当時のドイツの裁判官は、ヴィントシャイトのパンデクテン教科書を手元に置いて判決を下した、とまでいわれているが、これと同様、現行民法典制定前、フランス民法典ないしポワソナード草案・旧民法が自然法として通用していた時代の日本において、裁判官らは、『再閱修正民法草案註釈』を参照しつつ判決を下したのではあるまいか。

もつとも、本資料が、いつ、いかなる経緯で、各裁判所等に收藏されたのかを示す送り状その他の資料（史料）を、われわれはいまだ発見していない。また、仮に本資料が司法省その他の指示により各裁判所に送付されたものであったとして、右送付の際に『再閱修正民法草案註釈』に従って判決を下すべき趣旨の指令その他が発せられたかに関しても、目下の調査の限りでは、まったく不明であり、したがって、『再閱修正民法草案註釈』に関

して抱く上に述べたようなイメージは、単なる空想の域を超えない。ただ、現行民法典制定以前の判例を検討する際には、判決書の表現その他を『再閱修正民法草案註釈』のそれと対比してみるのも有益であろう。これは『プロジェクト』の仏文テキストでは不可能な作業であって、要するに、明治二〇年代・現行民法典制定以前の判例との関係では、『プロジェクト』ではなくして『再閱修正民法草案註釈』の側が重要な意味をもつ。この点が、『再閱修正民法草案註釈』の有する——『プロジェクト』の単なる翻訳・二次資料という従前の理解を超えた——独自の意義の第二である。

四 本復刻版の内容

(一) 底本

前章で述べたような『再閱修正民法草案註釈』の独自の意義に鑑み、今回の復刻では、種々の異本の中から、旧版(A B + E F G + K L M + (S) + T + V)の中でも最も古い版を揃えている蔵本を復刻することとした。その最大の理由は、この版が、刊行時期から考えて、旧民法の立法過程においてリアルタイムで参照されたと解されるからである。他方、いま一つの選択肢として考えられた、最後の版すなわち改版の中でも表紙に「司法省」の記載のある蔵本(D + J + P Q R + (S) + U + W)に関しては、第一に、右の版の刊行が旧民法公布後であること、第二に、同版の第四編(U)・第五編(W)部分につき、すでに宗文館書店の復刻版が存在しているこ

とから、復刻の対象としては、右の旧版の次順位と考えた。

次に、いずれの所蔵館の蔵本を復刻するかという問題であるが、《図3》からも知られるように、旧版のうち最も古い版をワンセットで揃えている図書館は存在しない。また、旧蔵関係・書籍の保存状態その他の観点から見ても、とりわけ復刻に良好な蔵本というものを見出すことができない。このことから、今回の復刻底本としては、解題執筆者の勤務校である慶應義塾大学蔵本を選択した。慶大は旧版を二種所蔵しているが、選択したのは、そのうち欠本がなく、かつ古い版を収めている蔵本（法3153）の側である。なお、原典に認められる書き込み等に関しては、これをすべて消去した。

(二) 体裁

一方、復刻版の体裁・内容に関しては、以下のような措置をとった。

1 判型・縮小率・頁

まず、判型に関しては、第三回・第四回・第五回配本と同様、復刻部分につき書籍を横置きにし、原本二頁を縮小して復刻版一頁に収めることとした。

原本の縮小率は、七八%である。

なお、引用の際には、原典の書名・頁の表示の他に、復刻版の書名・頁を表示する形でも、当該個所を特定することができる。たとえば、ポワソナード氏起稿『再閣修正民法草案註釈（第二編物権ノ部上巻）』一頁（雄松堂復刻版『第1巻』5頁）というように。

2 目次・注記

『再閣修正民法草案註釈』の最後の版——改版の中でも表紙に「司法省」の記載のある蔵本（D+J+PQR+（S）+U+W）——には目次が存在するのに対して、それ以前の版においては、——一部の巻の表紙に、収録条文に関する「章」の記載が認められる程度で——、詳細な目次が存在しない。そこで、今回、原本の編・部・章・節・款ならびに条数の見出し番号・原本頁・復刻版頁を示した目次を作成し、各巻の冒頭に掲載した。

一方、一部の巻に存在する「正誤」については、本文の当該個所の欄外に、それが存在する旨を注記した。第三編下巻末尾に存在する「法文並ニ註釋ノ増補改正」（これは『プロジェクト（第二版）』第三巻末尾に存在した《ADDITIONS ET CORRECTIONS AU PRÉSENT VOLUME》および《NEUVELLES ADDITIONS ET CORRECTIONS AUX TOME I^{er} ET II^e》に対応するものである）に関しても、同様に注記を行った。これらは、第一回・第二回配本において行ったのと同様の措置である。

なお、右「正誤」ならびに「増補改正」の指定箇所の中には、本文と異なる頁数・行数が指定されているもの、「正誤」「増補改正」の表現と本文の表現が異なっているもの、指定された内容が本文ではすでに訂正済みにな

つてゐるもの等が存在する。以下に、それらの個所を抜き書きしておく。

《各巻の「正誤」と本文が一致しない個所》

第二編物権ノ部上巻正誤		(正)
〔1〕	八十三丁 末行	↓ 十一行目
〔2〕	六百三十一丁 四行目	↓ 六百三十丁
(第二編物権ノ部下巻については、正誤が存在しない)		
第二編人権ノ部上巻正誤		
〔3〕	三丁 一行	↓ 二行
〔4〕	七二丁 四行	↓ 五行
〔5〕	一四二丁 三行	↓ 訂正済み
〔6〕	二六一丁 八行	↓ 二六〇丁
〔7〕	二〇七丁 七行	↓ 二七〇丁
(第一冊第五十八葉) ハ……		
佛ヒハ拂ヒ		
受贈著ハ受贈者		
義務者ハ債務者		
附託ハ寄託		

<p>(第三編特定名義獲得ノ部上巻正誤については、本文と一致しない箇所は存在しない)</p>	[15]	三三三丁	三行	初メノ帯連債務者ハ……	↓初メノ帯連債務者ハ……
	[14]	一五三丁	一二行	頭註勘辨協議ハ寛約	↓一一行
	[13]	一二五丁	九行	義務者ハ債務者	↓八行
第二編人權ノ部下巻正誤					
[12]	二百十三丁	三行	「義務者」ハ「債務者」ノ誤		↓二百八十三丁
第二編人權ノ部中巻正誤					
[11]	五三五丁	一一行	責任ハ負擔		↓該箇所不明(「責任」の語はある)
[10]	五〇〇丁	一〇行	對ユルハ對スル		↓本文では「對フル」
[9]	三六二丁	五行	轉獲者ノノ下無ヲ脱ス		↓訂正済み
[8]	三二〇丁	三・七行	譲與者ハ譲渡者		↓三・六行目

(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)
百五十七頁	百五十頁	百六十六頁	百六十三頁	百五頁	百四頁	百七十一頁	百三十九頁	六十一頁	十五頁	十頁	二頁	十三頁	十九頁	頁
行	行	二行	行	行	行	行	行	行	一行	行	行	行	二行	二行
スヘシハス可シ	就キハ付	責ヲハ責ニ	トスノスハ衍	各社分配ハ各社員分配	會社ハハ會社ノ	形人ハ無形人 セシ無ノ無ハ衍	格別ハ格別	供資ノ上 會社ノ三字ヲ脱ス	借貸ハ供資	逐行ハ逐行	副員ハ幅員	書面ヲノヲハ衍	爲ノハ爲メ	テテハニテ
↓五百五十七頁	↓五百五十頁	↓四百六十六頁	↓四百六十三頁	↓三百五頁	↓三百四頁	↓二百七十一頁	↓二百三十九頁	↓百六十一頁	↓百十五頁	↓百十頁	↓百二頁	↓五十三頁	↓四十九頁	↓七頁
五行	一行	十二行	一行	二行	九行	十行	七行	五行	十一行	八行	九行	八行	十二行	十二行

(第五編正誤についても、本文と一致しない個所は存在しない)	(第四編正誤については、本文と一致しない個所は存在しない)	(39) 三百四十四頁 ----- 十行 ----- アスハアラス ----- ↓十一行	第三編特定名義獲得ノ部下巻正誤	(31)	百五十七頁	行	サル勿論ハサルハ勿論	↓五百五十七頁	八行
				(32)	百九十一頁	行	破烈ハ破裂	↓五百九十一頁	五行
				(33)	百九十三頁	二行	印チハ即チ	↓五百九十三頁	十二行
				(34)	百九十六頁	行	官應ハ管應	↓五百九十六頁	六行
				(35)	百九十八頁	行	齟齬ハ不精確	↓五百九十八頁	七行
				(36)	百五頁	二行	金償額ハ償金額	↓六百五頁	十二行
				(37)	百七頁	行	動産物保險ハ動産物ヲ保險	↓六百七頁	四行
				(38)	百十一頁	行	可ラスハ可カラス	↓六百十一頁	九行

《第三編特定名義獲得ノ部下卷卷末掲載「法文並ニ註釋ノ増補改正」と本文が一致しない箇所》

第二編物権ノ部（上・下巻）			
[1]	第五百一條第二項	(人権)ノ下□〔原文空欄〕	↓ 本文では「对人ノ権即債権」
[2]	第五百二條第八項	(債権)ヲ(人権)ト改ム	↓ 該箇所不明
[3]	第五百二條第一項	(人権)ノ下(即チ債権)ヲ加フ	↓ 訂正済み
[4]	第五百二十五條第七、第八及ヒ第九		↓ 訂正済み
[5]	第五百二十九條	(法律ニ定メタル期限ヲ……)	↓ 訂正済み
[6]	第五百三十七條第一項	(總テノ保有者ニ対シ……)	↓ 本文では(總テ其物ノ所持人ニ 対シ占有ノ訴権又ハ所有取戻ノ 訴権ヲ行フコトヲ得)
[7]	第五百三十七條第一項	(第三編)ハ(第五編)ニ改ム	↓ 訂正済み
[8]	第五百三十七條註第六十七號第一項ノ末	(第三百十二條)ハ(第二百十二條)ノ誤	↓ 本文では(第七百十二條)

〔9〕	第六百四十四條註第九十四號 第二項	(第一千二十四條)ハ(第二百二十一條)ノ 誤	↓ 本文では(第六百二十一條)
〔10〕	第七百十一條	(第三編)ハ(第五編)ノ誤	↓ 訂正済み
〔11〕	第七百九十六條第二項	(自己ノ爲メ其他)ノ下……	↓ 本文では(自己ノ爲メ其他)
第二編人權ノ部(上・中・下卷)			
〔12〕	第八百五十五條第二項	(引渡ノ遅延シタル)ハ……	↓ 本文では(引渡ヲ遅延シタル)
〔13〕	第八百八十三條註第二百五十三號	(茲ニ一箇ノ黙許ノ委任アラスト為シ難シ)……	↓ 本文では(茲ニ一箇黙許ノ……)
〔14〕	第九百十五條註第三百三十七號 第一項	(第八百十五條ニ於テ云々)ハ(第九百十五條ニ於テ云々)ノ誤	↓ 本文では(第八百十九條ニ於テ……)
〔15〕	第九百二十四條末項	(第八百十六條)ハ(第八百八十六條)ノ誤	↓ 訂正済み
〔16〕	第九百三十三條註第三百四十九號第二項ノ末	(然レトモ亦……)	↓ 該當個所不明
〔17〕	第一千十三條註第五百五十七號第	(其債權及ヒ之ニ附属スル担保ヲ……)	↓ 本文では(五百五十六號)(其

〔18〕	<p>四項</p> <p>第一千五十二條</p> <p>第一千八十九條</p>	<p>(差押人又ハ讓受人) ハ……</p> <p>(第三編) ハ (第五編) ニ改ム</p>	<p>債權及ヒ之ニ附着シタル抵保ヲ</p> <p>……</p> <p>↓ 本文では (差留人又ハ讓受人)</p> <p>↓ 該當個所不明</p>
〔19〕	<p>第三編特定名義獲得ノ部 (上・中・下卷)</p>		
〔20〕	<p>第九章 特定名義ノ贈遺総論</p> <p>(九十四) ノ第二項目ノ中央</p>	<p>(民法中ニ特別ノ場合ヲ設クルノ理由ト</p> <p>……</p>	<p>↓ 本文では (民法中ニ特別ノ場合</p> <p>ヲ設ケタルノ理由ト……</p>
〔21〕	<p>第一千四百四十八條註解 (二二五) 初</p> <p>項ノ末尾</p>	<p>(右二箇ノ場合共ニ……</p>	<p>↓ 第一千四百四十八條註解 (二二五)</p>
〔22〕	<p>第一千四百四十八條註解 (二二五) 第</p> <p>二項目</p>	<p>(本條ニ於テハ) 云々ハ……</p>	<p>↓ 第一千四百四十八條註解 (二二五)</p>
〔23〕	<p>第一千五百十二條及ヒ第一千五百十</p> <p>三條註解 (二二六)</p>	<p>其二項目ノ末尾ニ左ノ一項ヲ追加ス……</p>	<p>↓ 第一千五百十二條註解 (二二六) ?</p> <p>(本文には (二二八) とある)</p>
〔24〕	<p>第一千六百六十一條註解 (二四二)</p> <p>第三項目ノ末尾附言「イ」中</p>	<p>(「ジゼスト」 法売買編第二) ハ (「ジゼ</p> <p>スト」 法買法第十八卷) ト爲ス</p>	<p>↓ 本文では (「ジゼスト」 法売買</p> <p>編ノ第二)</p>

[25]	第一千七百七十七條註解〔二八五〕 第十六項ノ末尾	(第八百五條乃至第八百六條參觀) トア ルハ(第七百六條參觀) ト改ム	↓ 本文では第十四項に(第一千三百 五條及ヒ第一千三百六條參觀)
[26]	第一千八百八十三條註解〔二〇九〕 ノ終リ	(代価減額ノ訴権アルニ非スシテ解除アル ルカ故ニ……)	↓ 本文では(代価減額ノ訴権アル ニ非スシテ <i>redhibitorie</i> ト称ス ル) 解除訴権アルカ故ニ……
[27]	第一千二百六條註解〔六二〕第二 項中	(草案ノ如ク) 云々ハ	↓ 第一千二百六條註解〔二六二〕
[28]	第一千二百十條註解〔二六八〕ノ 初メ	(總テノ契約ノ為メ第一千二百十一條) ト アルハ……	↓ 本文では(第一千二百十一條ニ於 テ既ニ總テノ契約ノ為メ……)
[29]	第一千二百二十七條註解〔三〇二〕 第二項 目ノ終リ	(贅澤ヲモ) ハ(贅澤費ヲモ) ノ誤リ	↓ 第一千二百二十八條註解〔三〇二〕
[30]	第一千二百三十三條註解〔三一五〕 ノ末尾	(第八百二十六條第三項) ノ(第三項) ハ……	↓ 第一千二百三十四條註解〔三一五〕
[31]	第一千二百三十三條註解〔三一五〕	第三項ノ末尾ニ左ノ一項ヲ追加ス	↓ 第一千二百三十四條註解〔三一五〕
[32]	第一千二百三十三條註解〔三一五〕	第五項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス	↓ 第一千二百三十四條註解〔三一五〕
[33]	第一千二百四十四條註解〔三四一〕	第一項ノ末尾ニ左ノ一句ヲ加フ……	↓ 第一千二百四十五條註解〔三四一〕
[34]	第一千三百四十八條註解〔三四六〕	第二項ノ末尾ニ左ノ項ヲ追加ス……	↓ 第一千二百四十九條註解〔三四六〕

[35]	第一千二百五十五條第一項末尾	(佛民第七百六十四條) トアルハ……	↓ 第一千二百五十六條第一項末尾
[36]	第一千二百五十七條註解(三七四)	第四項目ノ第一中ノ小分別(ハ)ノ…	↓ 第一千二百五十八條註解(三七四)
[37]	第一千二百六十三條註解(三八八)	末尾ニ(第一千三百三十二條參觀)ヲ…	↓ 第一千二百六十四條註解(三八八)
[38]	第一千二百六十三條註解(三八八)	附言(イ)ノ中……	↓ 第一千二百六十四條註解(三八八)
[39]	第一千二百六十五條註解(三九九)	第二六項ノ末尾ニ……	↓ 第一千二百六十六條註解(三九九)
[40]	第十章不確実契約ノ次	別行ニテ(前置條例)四字ヲ加フ	↓ 本文では「第十六章」
[41]	第一千三百四十一條第二項ノ末尾	(佛商第三百六十五條)……	↓ 第一千三百四十二條第二項
[42]	第一千三百六十七條第三項ノ末尾	(佛商第三百七十七條)ヲ加フ	↓ 第一千三百六十八條第三項
[43]	第一千三百六十七條註解(六三五) ノ末尾	(佛商第三百七十七條)ヲ加フ	↓ 第一千三百六十八條註解(六三五)
[44]	第一千三百七十七條註解(六五五) 第二項目ノ末尾	(借用物ノ全部又ハ一部分ノ意外ノ減 盡ニ云々ハ……)	↓ 本文では(貸借物件ノ全部又ハ 一分ノ不慮ノ減失)
[45]	第一千三百八十條註解(六六六)	附言(イ)(銀行ニ其割引)云々ノ……	↓ 訂正済み(本文の表現は「佛蘭 西銀行ヲシテ其為替料及ヒ立替 利子ヲ……」)
[46]	第十七章第二節無期年金權ノ總 論(六八〇)第五項目	(以上第一千六百六十一條及ヒ本條增加ノ部 參觀又第一千三百八十九條ヲ參觀スヘシ)	↓ 本文には(第十七章第二節無期 年金權ノ契約)とある。また(上

〔52〕	第二十二章第一節單純ナル畜借	(賃借人ハ群畜ノ保存飼養及ヒ世話ニ任	↓ 本文では(借主……保存シ及ヒ
〔51〕	第二十一章畜類ノ賃借総論(八五四)最終	(第三半ニ於ケル即チ會社ニ於ケル畜借)ハ(共有ニ於ケル即チ會社ニ於ケル畜借)ニ改ム	↓ 本文では(第三 會社ノ性質アル畜借)
〔50〕	第二十一章第四節工作又ハ工業ノ賃貸事項第千四百八十八條	後ニ左ノ一條ヲ追加ス……	↓ 本文では(第四節工作及ヒ工業ノ賃貸)
〔49〕	第千四百五十八條註解(七九七)第一項ノ初メ	(手代又ハ雇人ノ使役)云々ノ前ニ(然レトモ)ノ字ヲ脱ス	↓ 第三編下巻冒頭ノ注書により、〔七九六〕を〔七九七〕と訂正。第一項三行めに(番頭若ハ雇人ノ使役)とある。
〔48〕	第千四百三十八條第二項ノ初メ	(残額タル金額ニ付テハ)云々ノ(残額)ノ(只)ノ一字ヲ加ヘ……	↓ 本文の表現は(計算ノ残額ニ関シテハ……
〔47〕	第千三百九十一條第二項ノ末尾	(期限ヲ得ル)云々ハ(裁判所ヨリ期限ヲ得ル)ト爲スヘシ	↓ 本文の表現は(必要ノ猶予期限ヲ請フテ之ヲ許ス可キトキ)
		ノ第千六百六十一條ハ……	第千六百六十一條及ヒ該條ノ追加並ニ第千三百八十九條參観)とある。

五 終わりに

〔53〕	事項第四百九十一條第一項ノ初メ	事項第四百九十一條第一項ノ初メ
	第千四百九十一條第一項ノ主尾	第千四百九十一條第一項ノ主尾
	ノ字ヲ加フヘシ	ノ字ヲ加フヘシ
	ノ一部分ヲ得テ之カ全數若クハ幾分數ヲ云々ト為ス	ノ一部分ヲ得テ之カ全數若クハ幾分數ヲ云々ト為ス
	飼養スルコトニ任スル	飼養スルコトニ任スル
	↓ 本文では(其群畜ヨリ生スル産物ノ一分ヲ得テ其全數又ハ幾分數ヲ)	↓ 本文では(其群畜ヨリ生スル産物ノ一分ヲ得テ其全數又ハ幾分數ヲ)

今回配本をもって、本資料集成第一期において企図された、ボワソナード起草の仏文草案注釈・活版本と、これに対応する邦文の草案注釈・活版本の復刻は完了した。今後は、第四回・第五回配本の補遺として、『ABC順字類撮録表』『伊呂波順字類撮録表』の刊行が予定されているほか、第二期刊行計画として、民法編纂局・法律調委員会・元老院・枢密院・公布といった立法過程の各段階における結節点での草案の復刻が考えられている。今回の復刻が、『プロジェ第二版』中心の資料引用傾向の中で片隅に追いやられていた『再閱修正民法草案注釈』の資料価値につき正当な評価を与え、他の復刻資料と相俟って、旧民法の立法過程に現れた諸草案・資料を綿密に追跡する手法確立の契機となることを願ってやまない。

《注》

- (1) なお、本書の書名表記に関しては、従来、①『註釈』と表記するもの、②原表記に忠実に『註釋』と表記するもの、③当用漢字に直し『注釈』と表記するもの等がある。本復刻では、従来の研究および図書館の蔵書目録において最も使用されている表記である①『註釈』の表記を用いた。また、著者名に関して、本復刻の底本は、『第一編物権部(上・下巻)』『第二編人権部(上・中・下巻)』が「ボアソナード」、『第三編(上・中・下巻)』が「ボアソナード」、『第二編第三編摘要』が「ボワソナード」、『第四編』『第五編』が「ボアソナード」となっている。本復刻版の背表紙等では、これを「ボワソナード」の表記に統一した。なお、その他の異本における書名・著者名表記に関しては、後掲〈図表2『再閣修正民法草案註釈』表紙一覽〉を参照されたい。
- (2) 星野【1】一八三頁注(三)(五)(六)(七)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七)……所収頁で引用する。以下同様。
- (3) 星野【2】八三頁注(一九)。なお、右個所については、池田【18】が「教授はProjetの nouvelle editionを二版とされるが、少なくとも財産編を基準に考える限り、三版としなければならない」と指摘する(池田【18】四九頁注(3))。
- (4) 星野【3】二〇七―八頁注(五)、【4】一七二頁注(三)。
- (5) 三ヶ月【5】は『プロジェクト新版』のみを使用する(三九頁注(一))。三ヶ月【6】のうち、二九頁注(二三)は『プロジェクト新版』を引用するが、三七頁注(九)は版不明(おそらく新版)。三ヶ月【7】の引用する『プロジェクト』も版不明(一九五頁注(二三))。
- (6) 内池【8】「旧民法の規定とその理論」の章に関する二〇九頁注(2)に「ボアソナード氏起稿 再閣修正民法草案註釈 第二編人権五八頁」とある。
- (7) 内池【9】三四九頁。
- (8) 内池【9】三四八頁。
- (9) 内池【9】三四九頁。
- (10) 内池【9】三四九頁。
- (11) 内池【10】六四頁注(9)には「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第二編人権二二六頁以下」とあり、八一頁注(11)

- には「再閣修正民法草案註釈・第四編四三六頁」とある。
- (12) 内池【11】八八頁注(3)には「再閣修正草案一九九八条(Gesetz, art. 1998)」とあり、九二頁注(9)には「再閣修正民法草案註釈(五)(二五四)五一九頁」とあり、九六頁注(1)には「再閣註釈(二)(七〇七)一〇四九頁」とあり、九六頁注(6)には「前掲再閣註釈(五)(二六八)五五三頁以下」とあり、九六頁注(9)には「前掲再閣註釈(二)(七三三―四)一〇八七頁以下」とある。
- (13) 内池【12】一九〇頁注(12)。
- (14) 小林【13】一四八頁注(2)。
- (15) 小林【13】一六九頁注(8)は、「再閣修正民法草案註釈・第二編人權ノ部上卷一三二頁以下」を引用しつつ、同書は「ボ氏の仏語版の旧版(『プロジェクト第二版』を指す)と序文やその日付も同じで同仏語版の訳本と思われる」とし、小林【14】八九頁は、「プロジェクト」第二版については邦訳され、『ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈』(全一〇冊)として刊行されている」とする。
- (16) 小林【14】八九頁は、「最高裁所蔵『ボアソナード起稿・再閣民法草案』も同じく第二版の邦訳と思われる(分冊方法などは異なり多数に分冊されているが、内容は前者(『再閣民法草案註釈』を指す)と同じようである。『註釈民法草案』(法務図書館所蔵)は『プロジェクト』初版本の訳か?)とする。
- (17) 有地【15】一五二頁には(7)『ボアソナード氏再閣修正民法草案註釈 第二編第一物権』とあり、その注(一五八頁注(3))に「これは(3)、(6)(『プロジェクト第二版』を訳出したもので、すでに訳出されている(4)(『再閣民法草案』)をさらに改訳して手を加えたものと考えられる。九大所蔵本によると七冊であり……」とある。
- (18) 瀬川【16】四六頁、二一八頁、内田【17】六一頁。
- (19) 内田【17】二九頁―三二頁(『プロジェクト第二版』を引用)、三二頁(『プロジェクト新版』を引用)。
- (20) 瀬川【16】一一〇頁、一一二―一三頁(『プロジェクト初版』を引用)、一一二頁、一一三頁(『プロジェクト第二版』を引用)。
- (21) 池田【18】一〇七八―一〇七九頁(所収『債権譲渡の研究』四九頁)の、「付・旧民法理由書解題」の註(2)参照。
- (22) 同資料の復刻に至るまでの経緯については、池田「補章」法典調査会民法議事速記録等の立法資料について『債権譲渡の研究』初版四五三頁以下、同増補版四九一頁以下参照。
- (23) 「はしがき」二五頁。

- (24) 「はしがき」 Ⅲ頁。
- (25) 相本【21】一四〇頁注(1)に、財産取得編一一八条注釈部分に関して「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第三編(中) 一一五〜三〇頁(司法省、発行年不明)」とある。
- (26) 前田【22】二〇九頁注(8) (旧民法財産編三七三条該当条文に関する注)に、「ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第二編人権の部(上) 六一九頁(司法省、明治一六年)」とある。ここに「明治一六年」というのは、序の記載を参照したものである。
- (27) 松久【23】五四八頁注(18)は、『プロジェ第二版』(S. no. 25)につき「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第五編証拠及ヒ時効五〇八頁(司法省、刊行年不明)の訳による」とする。
- (28) 山崎【24】五九七頁注(12)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第二編人権九七七丁(司法省、明治一六年)」とある。
- (29) 鎌田【25】八一頁注(16)に、「ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第二編人権二七三頁以下(司法省、発行年不明)」とある。
- (30) 槇【26】三〇四頁注(3)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第五編四三三五頁以下(司法省、明治一六年)」とある。
- (31) 船越【27】三三八頁注(2)に、「旧民法草案に関しては、ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第二編人権七五三頁以下(司法省)がある」とある。
- (32) 岡【28】四七七頁注(4)は、『プロジェ第二版』『プロジェ新版』を参照した後、「前者の翻訳として、ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第三編(特定名義獲得之部)(下)第一四二七条(「橋大学図書館所蔵のものを参照した)がある。なお、司法省版の同名のものでは一四二九条となっており、条文の訳も該当頁も多少異っている」とする。
- (33) 浦川【29】一九六頁注(6)に、「ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第二編人権三五八頁(司法省、明治一六年)」とある。
- (34) 田上【30】四六二頁注(2)は、ボワソナードの説明を引用する際、『プロジェ第二版』とともに、「邦語の文献として、司法省・ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈(第二編人権)(明治一六年)および加太邦憲Ⅱ一瀬勇三郎Ⅱ藤林忠良・ボワソナード

(40) 円谷【34】五頁は、「ボアソナード草案の検討については、原則として、ボアソナード草案原文(Projet de Code Civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'un commentaire)の翻訳書として既に刊行されている「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釋」(全九巻、発行者・発行年月日とも不明)を用いることにする。とくに、第三編上巻を用いる」とする。もつとも、一〇頁注(14)には、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釋第二編人權之部上巻三七頁〜三八六頁」の引用もある。さらに、一〇頁注(13)には、「本文で使用紹介した一文は、プロジェの第三版(NOUVELLE EDITION, 1891)によつた(Tome III, no 334)。最近わが国で復刻されたプロジェは第二版(DEUXIEME EDITION, 1883)であるが、それには本文引用部分は記載されていない。なお、筆者は、第一版も参照しなかつた」とある。

(41) 高橋【35】「一四七八頁注9」に、「ボアソナード氏起稿『再閣修正民法草案註釋第二編人權ノ部』三七八頁、同『再閣修正民法草案註釋第四編完』七九八頁以下」とある。なお、これに続く高橋の旧民法関係の業績としては、高橋「ボアソナードの二重譲渡論について——『倫理(morale)』・『自然法(droit)』・『実定法(sic)』をめぐる覚書——」東京都立大学法学会雑誌三〇巻一号(一九八九(平成元)年)六三五頁、高橋「旧民法草案における保証人の地位のための欄外記載(mention en marge)」東京都立大学法学会雑誌三〇巻二号(一九八九(平成元)年)三〇三頁、高橋「ボアソナード草案と旧民法典——日本民法形成の一道程(旧民法典公布一〇〇年を記念して)——(上)(下)」法律時報六二巻一号(一九九〇(平成二)年)七六頁、二二号一一頁、高橋良彰「不動産物権変動における証書・帳簿と日付(1)——旧民法草案を素材に実態の分析のために——(一)」山形大学紀要(社会科学)二六巻一号(一九九五(平成七)年)一頁がある。

(42) 戸田【36】一四七頁注(8)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釋」とある。もつとも、論文では、基本的には「エクスボゼ」と『プロジェ新版』が使用され、一部『プロジェ第二版』が使用されている。

(43) 新井【37】「一一八頁注(42)」に、「ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釋・第五編全・三一三頁以下」とある。本論文においては、後述の上山【42】・草野【45】【46】におけると同様、内池の時効関係論文【9】【10】【11】【12】の影響が認められる。

(44) 小山【38】「八八頁注(19)」に、「ボアソナード『再閣修正民法草案註釋』第二編人權の部上巻序文。一八八三年四月二〇日(明治一六年)」とある。なお、これに続く小山の旧民法関係論文には、小山「ボアソナードの理論——慣習法理論の伝来(二)(三完)」

関東学園大学法学紀要二号（一九九一（平成三）年）四九頁、四卷二号（一九九四（平成六）年）一九五頁、小山「法と正義」——ボアソナードに関連して——『関東学園大学法学紀要三卷二号（一九九三（平成五）年）九七頁がある。

(45) 篠津【39】七四頁注(7)に、「第一部物権の修正案三二三条が一八八二年九月、第二部人権の部二八七条が一八八三年に出来上がり、『ボウソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈』（以下『再閣註釈』と略記）として残されている」とある。しかし、邦文草案注釈には、『註釈民法草案』ないし『民法草案』（本資料集成 第三回配本・第五回配本）、『再閣民法草案』（第四回配本）、『再閣修正民法草案註釈』（今回配本）の三種があり、「再閣」の表記はその第二版、「再閣修正」の表記は第三版に当たるのだから、『再閣修正民法草案註釈』を「再閣註釈」と略記することは混同・誤解を招くおそれがある。略記するならば、芹野【49】が行うように（後掲注56）参照）、『再閣修正』とすべきである。

(46) 篠津【40】七一頁、八一頁注(66)。

(47) 篠津【40】一五八頁。なお、上記【39】と同様、【40】においても『再閣修正民法草案註釈』の一五八頁は、『再閣註釈』と略記されている（篠津【40】一五八頁）。その問題に関しては、前掲注45参照。

(48) 熊谷【41】一九二頁注(3)には、「ボアソナード『再閣修正民法草案註釈』五五頁」とある。

(49) 上山【42】一五一頁注(64)。

(50) 前田【43】五一四頁注(11)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第貳編人権ノ部上巻」（訳者・刊行年不詳）三〇一〜三〇二頁。ボアソナードの Proleg は第一〜第三版までが存在するが、本稿では第二版を用いる（……）。なお、この日本語訳である『ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第貳編人権ノ部上巻』について、以下では「再閣」と略して参照頁を示すとある。なお、『再閣修正民法草案註釈』を「再閣」と省略するのは、篠津【39】【40】と同様であるが、その問題に関しては、前掲注45(47)、(51)参照。

(51) 前田【44】四二二頁注(62)には、『プロジェ第二版』につき、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈・第貳編人権ノ部上・中・下巻」（訳者・刊行年不詳）という日本語訳もある。これについては、以下「再閣」と略して引用し、参照頁を示すとある。なお、『再閣修正民法草案註釈』を単に「再閣」と省略することの問題に関しては、前掲注45(47)(50)を参照。

(52) 草野【45】の使用する『再閣修正民法草案註釈』は、「第五編」に関しては、表紙に「司法省」の表記のある版である。すなわ

ち、一六頁注(33)には「ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第五編』三四一頁(司法省、刊行年不明)」とあり、九一頁注(7)には「ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第五編』四二八頁(司法省、刊行年不明)には、再閣修正民法草案一九七六条(旧民法註編一四〇条一項の草案の参照条文として、フランス民法二二六五条があげられている)」とある。これに対して、「第二編」に関しては、「第五編」につき引用としたとは違う版が用いられている。すなわち、人権部につき、五七頁注149)には「ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第二編人権之部下巻』(発行所無記載、刊行年不明)の自然義務について述べた付録(四二四頁以下)においても、時効(同書では『時証』と訳されている)に関しては、時効を援用してその利益を得た後、弁済したり承認したりした場合についての説明されているにすぎない。……『註釈第二編人権之部下巻』四八八頁において、免責時効(現行民法の消滅時効)についてであるが、自然義務の弁済が有効であるためには、その弁済が自然義務の弁済であることを義務者が知っていることを要する、とされていることから推察されよう」とあり、物権部につき、九三頁注90)には「再閣修正民法草案六九四条——(略)(ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第二編物権ノ部下巻』五五頁(発行所無記載、刊行年不明))」とある。

(53) 草野【46】で引用される巻は「第四編 および『第五編』であるが、ここでは、表紙に「司法省」の記載のある版が使用されている。すなわち、六四頁注(54)では「ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第四編』(五五一)(司法省、刊行年不明)」とあり、七九頁注(68)には「ポアンナード『再閣修正民法草案註釈第五編』(二五二)(司法省、刊行年不明)」とある。

(54) ちなみに、野村は、前出『民法講座』の執筆メンバーでもあったが(野村「法律行為の解釈」星野英一編集代表『民法講座Ⅰ民法総則』(有斐閣、一九八四(昭和五九)年)二九一頁、この論文においてはもっぱら『プロジェ第二版』のみが参照され、『再閣修正民法草案註釈』は使用されていなかった。なお、右論文は、『プロジェ第二版』を指して「第二次草案」、『プロジェ新版』を指して「第三次草案」と呼称している(二九九頁注2))。

(55) 野村【47】二六二頁。

(56) 芦野【48】の引用原本が「ポアンナード起稿『再閣修正民法草案註釈 第貳編人権ノ部上巻』二九三、二九四頁(出版社、出版年不明)」であったのに対して(【48】一三三頁注15)、芦野【49】は「ポアンナード氏起稿/再閣修正民法草案註釋 第貳編人権之部 上巻(宗文館、一九八四年)(以下、『再閣修正』と引用)に……依拠している」(【49】二七二—三頁注26)。

(57) 芦野【49】二七三頁注(26)。

- (58) 「はしがき」 i頁。
- (59) 平山【50】四九頁注(1)に、「ボアソナード氏起稿『再閣修正民法草案註釈第三編下巻』第二〇章代理(一四二五〜一四五〇条)とある。
- (60) 月岡【51】一一三頁に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈(第式編・人権之部)上巻」とある。
- (61) 岸上【52】六八頁注(5)。
- (62) 中舍【53】四〇二頁注(7)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第五編二九五頁以下(発行年不明)」とある。
- (63) 山本【54】二六三頁注(7)に、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第五編五五一頁以下(刊行年不詳)」とある。
- (64) 安永【55】四六一頁に、「ボアソナード氏起稿『再閣修正民法草案註釈第五編』(司法省)四三四頁以下」とある。
- (65) 生熊【56】五四四頁注(3)には、「旧民法債権担保編一三三三條の基となつた「ボアソナード氏草案一三三八條(『再閣修正民法草案一六三八條)」の引用原典につき、「ボアソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈第四編(第九一回・一八八一(明治一四)年一月二日)」としている。しかしながら、「第九一回・一八八一(明治一四)年一月二日」の記述は、ボワソナードが司法省法学校速成科第二期生に対して行つた『プロジェクト初版』財産編人権部の初回講義の日付である。ここでは、『再閣修正民法草案註釈』と『民法草案財産篇講義』の混同が生じているように見受けられる。
- (66) 大塚【57】六七九頁注(10)には、「司法省・ボワソナード氏起稿・再閣修正民法草案註釈(第二編人権)三六五頁(本書は、ボワソナードの註釈(第二版)(『プロジェクト第二版』の翻訳である)」とある。
- (67) 池田【18】一〇四八頁〜一〇五五頁(所収『債権譲渡の研究』一九頁〜二五頁)は、債権譲渡の通知をする者に関するボワソナードの原案が、法律取調委員会以下の検討の中で誤訳に基づくと思われる理由で変化して旧民法成文となる過程を論証し、さらに梅謙次郎ら現行民法起草者がそのボワソナードの最初の原案のほうを再評価して現行民法に復活させるまでを記述している。ただし池田【18】は、『再閣修正民法草案註釈』の資料価値については「プロジェクトの翻訳」とのみ理解しており、かつ本文【14】および次注(68)に後述するように、『再閣修正民法草案註釈』の誤訳等の問題点を指摘し、論文中でも『プロジェクト』のほうを多用している。
- (68) 池田【18】一〇六三頁(所収『債権譲渡の研究』三三三頁)は、旧民法第五編証憑編の審議の中で、私書証書が確定日付を取得する。

る場合を列挙したプロジェクト三五〇条について、ボワソナード原案が「公の登録」(engagement official)としていた部分が、「租税ノ為ノ記録」と訳されていたために、法律取調委員会の再調査案議事が紛糾する経緯を明らかにしている(この「租税ノ為ノ記録」という訳語について、池田【18】は、一〇六六頁で、学術振興会版『法律取調委員会民法草案証拠編再調査案議事筆記』と、『再閣修正民法草案註釈』第五編で同一の訳になっていることを確認し、さらに所収の『債権譲渡の研究』三七頁ではその誤訳ないし意訳のされた理由の分析を追加している。ちなみに、池田【18】一〇六三頁が明記するように、この再調査案審議が行われたのは明治二十一年二月一日であるので、本解題で後述するようにこの時点でまだ『再閣修正民法草案註釈』第五編は刊行されていないと推定される)。

(69) 全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の総合目録データベース及び RECON ファイルを、インターネット(WWW)上で検索するシステム。国立情報学研究所(NII)(平成二二(二〇〇〇)年四月一日、従来の学術情報センターを改組して設立された組織)により運営されている。URLは、<http://webcat.nacsis.ac.jp>。

(70) On-line Public Access Catalogの略。各図書館が作成しているオンラインの図書・雑誌目録。オンラインの形態には、テルネット(Telnet)によるものと、インターネット(WWW)によるものがあるが、今日では多くの図書館が後者を利用して利用している。なお、各図書館 OPAC の URL については、農林水産情報センター・林賢紀氏作成の「日本国内図書館 OPAC リスト」(<http://ss.cc.affrc.go.jp/fric/opac/opaclist.html>)を利用した。

(71) 司法省法律取調委員会のボワソナード民法草案審議は、第一次審議(「原案」審議)と第二次審議(「再調査案」審議)とに分かれる。前者は、明治二〇(一八八七)年二月四日(実際には三日か?)から明治二二(一八八八)年九月二十五日まで、後者は同年七月三日から二月二十五日まで開催された。B1記載の出版年月日は、そのうちの第一次審議の第一四回審議日に当たるが、この日、法律取調委員会は、まさに本巻所収の草案部分(第四章 占有権)の審議に入っているのである。

(72) 法律取調委員会は審議を終えた草案を明治二二(一八八八)年二月二十八日に内閣に提出、内閣は翌明治二二(一八八九)年一月二四日これを第六一四号議案「民法」として元老院に下付、元老院は同年七月三〇日に最終の上奏案を内閣に提出、内閣は翌明治二三(一八九〇)年一月二十八日に議案を枢密院に諮詢、枢密院は同年三月二十五日の議決の後これを上奏し、同月二十七日の天皇の裁可を経て、翌四月二日に官報に掲載された。

(73) 福島大学 OIAC によれば、同大学蔵本の出版元は、第二編物権部(全)、第四編(全)、第五編(全)が「司法省」、第二編人権部上巻・下巻、第三編上巻・下巻が「東京・秀英舎印刷」であるという。ここにいう「秀英舎印刷」は、明治三〇年代に中央公論などを印刷した印刷所と同名であるが(夏目漱石が高浜虚子に宛てた手紙の中にもその名が出てくる)、他の図書館の蔵本で、右出版元が記載されているものはまったく存在しない。しかし、残念ながら、右蔵本に関しては、複写を入手することができなかった。

(74) 第二編(財産編)が物権部・人権部の二部からなるのと同様、第三編(財産取得編)は特定名義獲得部と包括名義獲得部の二部からなる。ボワソナードが起草を担当したのは、このうちの特定名義獲得部の部分であって、包括名義獲得部に関しては、第一編(人事編)とともに、日本人委員が起草を担当した。したがって、第二編につき物権部・人権部の区別を表示する以上は、ここでも、第三編のうちの特定名義獲得部である旨を明記するのが本筋ではある(≒図表2)からも知られるように、本書の表紙も「ボワソナード氏起稿・再閱修正民法草案註釈・第三編・特定名義獲得ノ部・上巻(中巻・下巻)」と表記している。しかしながら、この点に関しては、従来より、部に関する記載を省略するのが一般的であるため、本解題においても、以下単に「第三編(財産取得編)」とだけ表記することにする。

(75) 『再閱修正民法草案註釈』が『再閱民法草案』(本資料集成・第四回配本)の改訂版であることは、たとえば本復刻版の物権部下巻五四八頁に「……次ノ第十七冊ノ義務ノ處ニ於テ之レカ必要ナル敷衍ニ遭遇スヘシ」とあることからも知られるであろう。ここにいう「第十七冊」というのは『再閱民法草案』の冊数であって、右『再閱民法草案』の記述が、改訂の際、変更し忘れたまま残ったものである。芦野【49】が指摘する『再閱修正民法草案註釈』異本における「第一冊第四葉第五十五葉及第五十八葉」の頁数指示(前掲注【57】該当本文参照)も、同様である。

(76) ただし、目次冒頭の書名表記の部分に関して、Rはこれを「再閱民法草案註釈」としている。だが、第二編物権部に関するDの目次冒頭の書名表記も「再閱民法草案註釈」であることから、少なくともこの部分に関する表記は、単純なる誤植と理解すべきものなのかもしれない。

(77) なお、この点は、仏文草案註釈(II『プロジェ(第二版)』)第四巻・第五巻——それは第四編・第五編の邦文草案註釈(II D・V)と同じく一八八九(明治二二)年に刊行されている——についても同様であり、その結果、藤原【32】も示唆していたように、

両者記載の内容につき、ある個所では『再閣修正民法草案註釈』の記載内容が『プロジェ(第二版)』のそれより時代的に古く、他の個所では時代的に新しい、といった現象が生ずることになる。

(78) 法務図書館には、『プロジェ(第二版)』第四巻・第五巻に先行する第四編(債権担保編)・第五編(証拠編)部分の条文ならびに注釈に関するボワソナードの仏文草稿(Manuscript)が遺されている。右資料記載の日付によれば、ボワソナードは、第四編・第五編につき、まず条文の起草をすべて完成させてから、注釈の執筆に入っている。すなわち、明治二〇(一八八七)年一月一日に第四編の冒頭部分の条文を完成、翌明治二二(一八八八)年二月二十九日に第五編最終条(一五〇一条)の条文を完成、次いで、同年三月四日より第四編の注釈部分の執筆に着手、その完了後、同年九月二〇日より第五編の注釈に着手し、翌明治二二(一八八九)年三月二日にこれを完了、という順である。

(79) 七戸「民法一〇〇年と梅謙次郎」外国法学説の影響」法律時報七〇巻七号(一九九八(平成一〇)年)二〇頁注(10)。

(80) ボワソナード民法典の「法源」性に関しては、さしあたり、七戸克彦『法源』としてのボワソナード民法典——物権変動を素材として——」法律時報七〇巻九号(一九九八(平成一〇)年)三六頁と同論文に掲げた文献を参照。なお、同様の問題意識に立つて物権変動関係の明治前期(Ⅱ現行民法典施行前)大審院判例を検討した業績としては、すでに石田剛「不動産二重売買における公序良俗」奥田昌道先生還暦記念論文集『民事法理論の諸問題(下)』(成文堂、一九九五(平成七)年)一七六頁がある。また、前田達明『判例不法行為法』(青林書院新社、一九七八(昭和五三)年)五三頁注(8)は、「一つの推測であるが、フランス民法とそれの日本訳ともいふべき旧民法(明二三年公布。明二九年廃止。施行されず)は明治大正期に活躍した裁判官に大きな影響を与えたのではないか」とし、前田【22】二〇九頁注(5)も、「現民法典のないとき、法律実務家が、旧民法典を、施行されなかったとはいえ、参照したことは当然であり、しかも、彼等のなかには、英法系もいたが仏法の薫陶を受けて成長した者も多く、その影響下の旧民法はよく研究したであろう」とする。

〔後記〕

本稿の成るにあたっては、七戸がすべての資料の収集・検討を行い、池田は草稿の最終段階で若干の補筆・訂正を加えて校正を担当したにすぎない。もし不備な点があればもとより池田がその責めを負うが、積極的な評価を受ける部分があれば、それはすべて七戸の業績である。

(池田記)